

二 富士の卷狩

教材の趣旨

本節は、頼朝の舉兵から承久の變後に至る數十年間の事歴を取扱ひ、源平興亡の徑路をたどつて、世態の變遷を明らかならしめるとともに、その間に於ける武士道發達の様相をえがき北條氏の無道を糺して、國民士氣の高揚に資せしめようとするものである。

既に章の要旨で述べたやうに、武家政治の成立過程並びにこれが批判のことは、史上極めて重要な問題であるが、教材の性質に鑑み、兒童の理會力を考慮して、その取扱を初歩的段階に止めた。随つて本節の重點は、むしろ武士道に關する記載に存する。これ、題目を「富士の卷狩」としたゆゑである。

しかしながら、武士道鼓吹の一方に偏して、武家の行實を全面的に肯

定し、大義名分に恃るがごときは、もとより本末顛倒も甚だしいことといはなければならぬ。教材の選擇排列及びこれが表現に當つては、特にこの點に留意し、慎重な態度を採つた。或ひは頼朝の政治に對する扱ひが寛大に過ぎると思ふ者があるかも知れない。しかし批判は、あくまで具體的な事歴に即して、過不足なく加へられてゐるのである。いはゆる武家政治の成立過程には、明らかにその不遜擅越に至る漸進的段階がある。すなはち、頼朝の政治は、未だ全國一圓の行政ではなく、まして武家擅權の無道を犯せるものではなかつた。ただ、彼の施政が、いはゆる武家政治の端緒となつたことに、ぬぐひ難いくもりがある。随つて、頼朝批判の寛容が、やがて固定する幕府政治の容認であつてはならない。敘述に當つては、このくだりに十分意を用ひたのである。また、承久の變に於ける義時の無道に、なんら斟酌の餘地はないが、その罪を子々孫々に及すことは酷に過ぎる。しかも、わが家族制度の傳統に鑑みれば、祖孫は一體であり、子孫はあくまで父祖の罪をつぐなふ努

力を怠つてはならない。すなはち、子孫はその潔齋と精進によつて、汚名回復の機会が與へられるのである。かくて時宗は、はれやかに元寇撃攘の殊勳をになふことができるであらう。

敘述は、平家の滅亡に至る前段と、頼朝の海内鎮定以下の後段とに分される。まづ前段に於いては、前節を承けて頼朝の舉兵、鎌倉入りの徑路を述べ（第一・二段）、ついで富士川合戦の戦況を記し（第三段）、更に場面を西へ移して、平家の末路を説いた（第四・五段）。この間の敘述、特に平家の都落ち以後のくだりが、従来よりも簡潔になつてゐるのは、初等科國語四の「くりから谷」「ひよどり越」「扇の的」「弓流し」等の諸課、及び初等科國語六の第十五課「源氏と平家」との連絡を考慮してのことであるが、一面には、目まぐるしい場面の轉換によつて、平家滅亡の無常迅速を表現しようとの意圖も含まれてゐる。後段に入ると、まづ頼朝の施政、即ち海内の鎮定、治安維持の方策、征夷大將軍拜命のことが記され（第一・二段）、これを承けて、武士道鍊成の情況及びその劇的場面たる富士の巻狩が、

大きく採りあげられる（第三・四段）。富士の巻狩は、おのづから富士川の對陣への回顧となり、そこに時の移り、世の動きを感じさせる表現を用ひたが、特に曾我の仇討ちを添へたのは、もとよりその孝心と不撓不屈の努力とを顯彰するためには外ならない。ついで北條氏の擡頭を敘するとともに、その間に於ける背信的行爲を明らかにし、擅權不遜に至る徑路を述べて、武家政治の悪化を示し（第五段）、最後に承久の變を取扱つて、義時の無道を糺弾した（第六・七段）。このくだりで注目すべきは、北條氏が源氏の餘勢を借りて、執權政治を確立したことである。これ、まさに陪臣の不遜による武家政治悪化の一轉機、國史上の痛恨事である。

取扱の要點

指導上の留意事項

- 一、鎌倉については、源氏との史的關係及び要害としての地形的特色を補説する必要がある。

- 二、富士川の對陣と富士の卷狩との連絡に留意すること。
- 三、平家の凋落から滅亡に至るくたりは、國民科國語との連絡に留意して、有效適切な指導をなさなければならない。
- 四、頼朝と義經との確執について、兒童は、義經に對する同情から、頼朝の行爲に不満を覚えるであらうが、その感情は、頼朝の人物なり事蹟全體なりに對する、おのづからなる批判の素地になるであらうから、そのままにして置くがよい。即ちその感情は、いはゆる判官最良なる國民的感情のめばえとなることよりも、これが、武家政治の端緒を開いた頼朝に對する批判の前提となることに、より大いなる意味がある。
- 五、しかも、頼朝の政治に對する批判は、教材の趣旨に於いて示した觀點に基づき、慎重を期しなければならない。
- 六、頼朝の武士道鍊成のくたりは、兒童の理會力に即應して、なるべく具體的な取扱をすることが肝要である。
- 七、曾我の仇討を取扱ふには、その孝心と堅忍持久の精神とをたたへることに重點を置くがよい。

- 八、「教材の趣旨」で述べたやうに、執權政治の成立は、武家擅權の開始を物語るものであるから、指導に當つては、この點に深く思ひを致さなければならない。
- 九、しかも、北條氏に對する批判は、個々の人物とその行爲、事蹟に即して、過不足なくこれを行ふことが肝要である。
- 十、承久の變に關しては、敘述の簡潔と指道者の切實な説話で補ひ、授業に精彩あらしめなければならぬ。その際、承久の御企てと建武中興の宏謨との脈絡を鮮明ならしめるやう考慮すべきであり、しかも、變後の二十年間、幕府が何を考へ何を行つたかに注目せしめる必要がある。

挿畫

「頼朝の敬神」は、頼朝の鶴岡八幡宮參拜の場面である。

「富士の卷狩」は、建久四年、頼朝が富士の裾野で催した大規模な卷狩の一場面であり、畫中に頼朝の姿は見えないが、まさに彼の得意の絶頂を表す局面である。

連絡

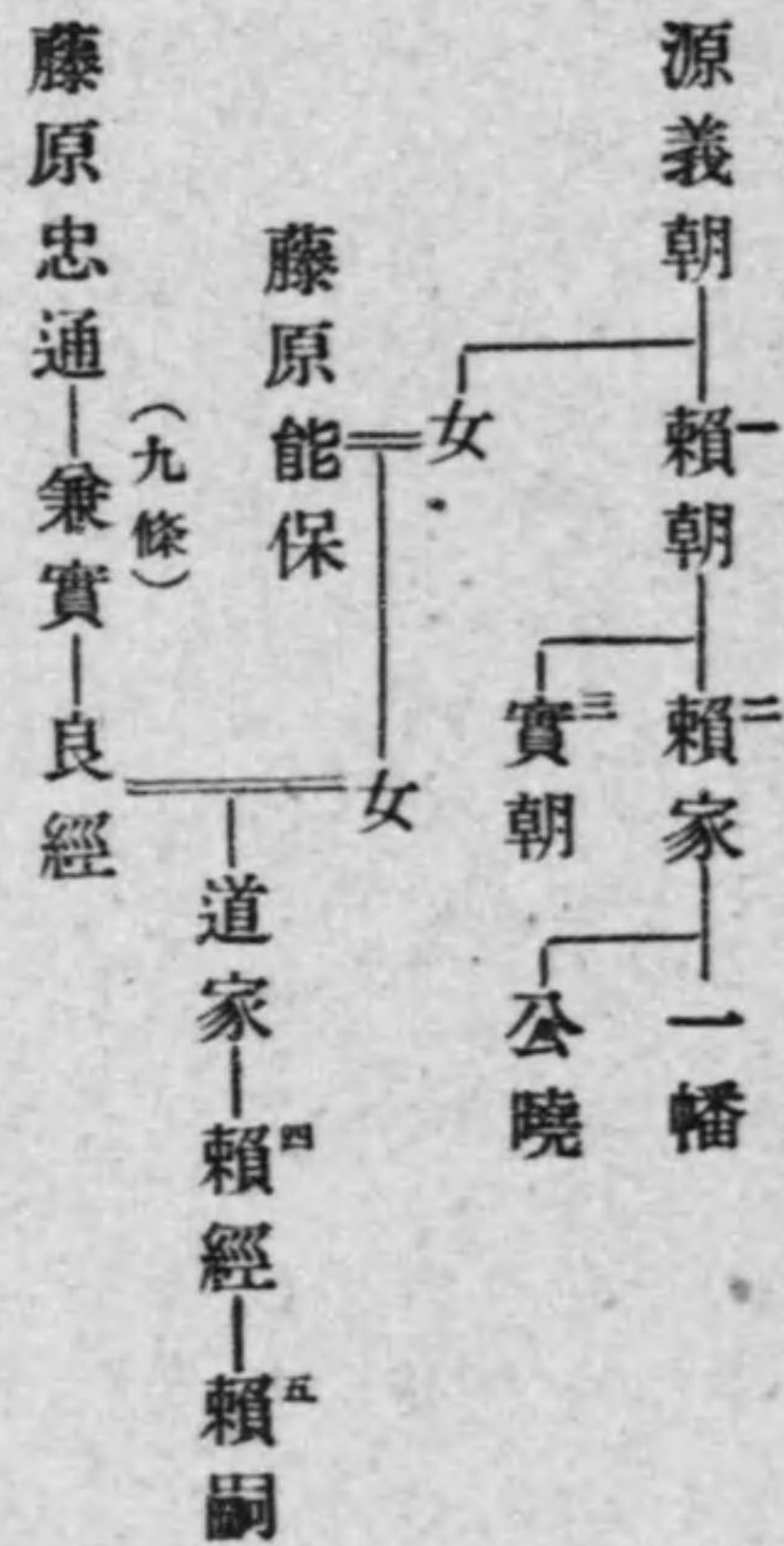
初等科國語四「くりから谷」ひよどり越「扇の的」弓流し、初等科國語六「源氏と平家」と連絡して取扱ふ。また、初等科國語八「鎌倉及び初等科音楽四」鎌倉とも連絡がある。なほ、藝能科圖書鑑賞指導用掛圖初等科第六學年用には、源頼朝の畫像が收められてゐる。

参考資料

福原

平清盛は、攝津の輪田の泊を修築して支那との通交をはかり、またその地に別業を設けて福原莊と稱した。清盛は叡山奈良法師の嗽訴を避けるため、この地に造都を計畫し、治承四年六月、安徳天皇、後白河法皇、高倉上皇を奉じてここに遷つた。しかし諸大寺や官民の反對によつて、同年十一月、再び京都に還つた。壽永二年、平宗盛が天皇を奉じて西海に赴く途次、福原に寄つて故宮舊館を焚いて去つた。翌年再びここに據り、東は生田森に、西は一谷に城戸を築き、北は鴨越の險を控へて陣を固めたが、一谷の戦に脆くも敗れて讃岐の屋島に退いた。福原の遺跡は、大體今の神戸市内にあてられてゐる。

源氏と藤原氏の關係



鎌倉將軍

- 源頼朝 建久三年七月任將軍 正治元年正月薨す。
- 源頼家 建仁二年七月任將軍 建仁三年九月廢せられる。
- 源實朝 建仁三年九月任將軍 承久元年正月害せられる。
- 藤原頼經 嘉祿二年正月任將軍(年八歳) 寛元二年四月辭す。
- 藤原頼嗣 寛正二年四月任將軍(年六歳) 建長四年二月廢せられる。
- 宗尊親王 建長四年四月任將軍(御年十一歳) 文永三年六月廢せられ給ふ。
- 惟康親王 文永三年七月任將軍(御年三歳) 正應二年九月廢せられ給ふ。
- 久明親王 正應二年十月任將軍(御年十四歳) 延慶元年七月廢せられ給ふ。

守邦親王 延慶元年八月任將軍(御年七歲) 元弘三年五月薙髮し給ふ。
富士の巻狩と曾我の仇討ち

建久四年五月八日、將軍家富士野藍澤の夏狩を覽んが爲、駿河國に赴かしめ給ふ。十五日、藍澤の御狩、宴終つて富士野の御旅館に入御、南面に當つて五間の假屋を立つ、御家人同じく鷹たかを連ぬ。十六日、富士野の御狩の間、將軍家督の若君頼始めて鹿を射しめ給ふ。廿二日、若公鹿を獲しめ給ふ、宴將軍御自愛の餘、梶原平二左衛門尉景高を鎌倉に差進せられ、御臺所の御方に賀し申さしめ給ふ。景高馳せ參じ、女房を以て申入るの處、敢て御威に及ばず、御使還つて面目を失ふ。武將の嫡嗣として原野に鹿鳥を獲ること、強ち希有とするに足らず、楚そ忽こつの專使頗る其煩有るか者たいり。景高富士野に歸參して、今日此趣を申すと云々。廿七日、未明勢子等を催し立て、終日御狩有り、射手等面々に藝を顯はし、毛を風かし血を雨らさざるは莫し。明日より七ヶ日巻狩有る可しと云々。廿八日、小雨降る。日中以後霽。子剋、故伊東次郎祐親法師の孫子、曾我十郎祐成、同五郎時致、富士野の神野の御旅館に推參致し、工藤左衛門尉祐經を殺戮す。十郎祐成は新田四郎忠常に合ひて討たれ畢んぬ。廿九日、曾我五郎を御前の庭上に召出さる。將軍家思食す所有るに依りて、條々直に之

を開食す。五郎申して云ふ、祐經を討つ事、父の尸骸の恥を雪がんが爲に、遂に身の爵憤の志を露はし畢んぬ。祐成九歲、時致七歳の年より以降、頻りに會稽の存念を挿み、片時も忘るること無し。五郎は殊なる勇士たるの間、宥めらる可きかの旨、内御猶豫有りと雖も、祐經の息童泣いて愁へ申すに依り、五郎を亘さる。鎮西中太と號するの男を以て、則ち梟首せしむと云々。此兄弟は河津三郎祐泰の男なり。祐泰去る安元二年十月の比、伊豆の奥狩場に於て、圖らずも矢に中りて命を墜す。是祐經の所爲なり。時に祐成五歲、時致三歲なり。成人の後、祐經の所爲の由、之を聞き、宿意を遂ぐ。凡そ此間、狩倉毎に御供の輩に相交り、祐經の隙を伺ふこと、影の形に隨ふが如しと云々。卅日、祐成時致最後の事等を、母の許に送れる文を召出さるるの處、幼稚より、父の敵を度らんと欲するの旨趣、悉く之を載す。將軍家御感涙を拭ひて之を覽、永く文庫に納めらる可しと云々。六月七日、駿河國より鎌倉に還向し給ふ。而るに曾我太郎祐信、御共に候するの處、路次に於て暇を給はる。剩へ曾我庄の乃貢を免除し、祐成兄弟の夢後を訪ふ可きの由、仰下さる。是偏に彼等が勇敢の怠無きを感せしめ給ふに依りてなり。

(吾妻鏡卷十三)

後鳥羽天皇の御代

御かどひとへに世をしろしめして、四方のうみなみしづかに、ふく風も枝をならさず、世おさまり民やすくして、あまねき御うつくしみのなみ、秋津島の外までなぐれ、しげき御めぐみ、つくば山のかげよりもふかし。よろづのみちみちにあきらけくおはしませば、國に才ある人おほく、むかしにはちぬ御代にぞありける。中にも、しき島のみちなんすぐれさせ給ける。御歌かすしらす人の口にある中にも、おく山のおどろの下もふみわけてみちある世ぞと人にしらせんと侍こそ、まつりごと大事とおぼされけるほどしるくきこえて、いといみじくやむごとなくは侍れ。

(増鏡 新島もり)

後鳥羽上皇の観慮

よろづの事さながら右京權大夫義時朝臣心のまゝなり。…かくて世をなびかした、めおこなふことも、ほとほとふるきにはこえたり。まめやかにめざましき事もおほくなり行に、院のうへ後鳥羽上皇のびておぼしたつことなどあるべし。ちかくつかうまつるかんだちめ殿上人、まいて北面の下らう西おもてなどいふも、みなこのかたにほのめきたるは、あけくれゆみや兵杖のいとなみよりほかの事なし。つるぎなどを、御らむじしる事さへいかでならはせ給へるにか、みちのものにもや

やたちまさりてかしこくおはしませば、御前にてよきあしきなどさだめさせ給。かやうのまぎれにて承久も三年になれり。

(増鏡 新島もり)

隱岐の行在

このおはします所は、人はなれ里とをきしまの中なり。海づらよりはすこし引入て、山かげにかたそへて、大きやかなるいはほのそばだてるをたよりにて、松のはしらにあしふけるらうなど、けしきばかりことそぎたり。まことにしばのいほりのたゞしばしと、かりそめにみえたる御やどりなれど、さるかたになまめかしく、ゆへづきてしなさせ給へり。みなせどのおぼしいづるも夢のやうになん。はるばるとみやらるゝ海のてうばう二千里の外も残りなき心ちする、いまさらめきたり。しほ風のいとちたく吹くるをきこしめして、

我こそはにあじまもりよおきのうみのあらきなみ風心してふけ。

(増鏡 新島もり)

貞永式目と敬神崇佛

貞永元年八月十日、又武州造らしめ給ふ御成敗式目、篇を終へらる、五十个條なり。今日以後、訴訟の是非固く此の法を守り裁許せらる可きの由定めらると云々。是

は則ち淡海公の律令に比す可き歟。彼は海内の龜鏡、是は關東の鴻寶なり。元正天皇御宇
養老二年戊午淡海公律令
を擇ばしめ給ふと云々。
(吾妻鏡卷廿八)

於先々成敗者、不論理非、不及改沙汰。至自今以後者、可守此狀也。

一可修理神社專祭祀事

右、神者依人之敬、増威、人者依神之德、添運。然則恒例之祭祀、不致陵夷、如在之禮奠、莫令怠慢。因茲於關東御分國々、並庄園者、地頭、神主等、各存其趣、可致精誠也。兼又至有封社者、任代々、荷小破之時、且加修理。若及大破、令言上子細者、隨其左右、可有其沙汰矣。

一可修造寺塔、勤行佛事等事。

右、寺社雖異、崇敬是同。仍修造之功、恒例之勤、宜准先條、莫招後勤。但恣貪寺用、於不勤其役之輩者、早可令改易彼職矣。

(御成敗式條第一第二)

三 神 風

教材の趣旨

本節は、元寇撃攘の顛末を述べ、神まもります國の證を示して御稜威の洪大、皇國の威武を仰がしめるとともに、舉國一體奉公の事歴特にその堅忍持久の精神を顯彰して、國民的實踐の根基に培はうとするものである。

題目を特に「神風」と表現したのは、第一章神國との連繫を考慮して、神聖なわが國體の尊嚴性を表さうとしたのであり、聖旨を奉體して國難の打開に邁進する不撓不屈の國民的努力が、その究極に於いて、神明の加護に恵まれることを感得せしめようとしたのである。即ち日本的自覺の透徹、國民的實踐の極致が、神風に對する信倚の念を生むのであり、そこにいささかも、天佑神助を期待する安易な念を介在せしめては

ならない。教材の選擇・排列並びにこれが表現に當つては、かかる趣旨の徹底するやう十分な考慮を施し、史上空前の國難に際して、神州防護の堅陣を構へた舉國一體奉公の事歴は、その反攻計畫に見られる眞摯敢闘の積極精神を含めて、くまなく及がき出してある。

元寇撃攘の事歴が、歴史の現實感の豊かなものとして、大東亞戦下のわれわれ國民を導く力は大きい。かかる歴史の實踐的意義を子どもながらに把握せしめようとして、長期に亘る戦時態勢、防諜の重要性等新鮮味のある教材を織りこんである。わが舉國一致の態勢と、元軍の缺點たる統制上の不備とを、おのづからにして對照することのできるやうに敘述したのも、兒童をして歴史の中に現在を見出させようとの意圖に基づく。また、元軍の海軍力の缺陷があつたことを暗示したのも、これに借りて、陸海兵力均齊の重要性を感得せしめようとしたのであり、更に、高麗に對する同情的筆致も、まさに史實の然らしめるところではあるが、一面また歴史の現實的意義を考慮したためでもある。こ

れに關聯して一言すべきは、元に對する敵愾心の問題である。もとより、神州を窺ふものは、すべて敵國たるに變りはないが、皇國の意志は、破邪顯正の戈を取る、いはば道義の宣揚にあり、元またわが國威に憎伏したたのであるから、兒童をして徒らに蒙古民族に對する反感を増長せしめ、これと現實とを結びつける錯誤に陥らしめてはならない。敘述に於いて、元軍に對する筆致が一抹寛容の色を漂はせ、蒙古の歐洲進出に對して賞讃めいた表現をさへ用ひてあるのは、まさにこれがためである。要するに、皇國と東亞及び世界の見地に立つて、わが國の主體性を明確ならしめようとする處置に外ならない。

本節は、神風の靈瑞を仰ぐ一聯の戦記であるから、段落を細分して教材の趣旨を詳述する必要はあるまい。敘述また、この趣旨に則とり、物語のなだらかな展開を旨とし、讀誦の便を計つて、段落の數もかなり多くしてある。ただ、筋の運びの概要を記せば、大陸情勢の變化と蒙古の興起とを序として、まづ文永の役の經緯を明らかにし、國民奮起の情況

を挾んで弘安の役の顛末を忍がき、戦後の警備、戦勝の原因及びその影響等を記し、最後に、六百五十年の昔をしのぶ稽古照今の詞を置いて、本節の結びとしたのである。前後二回に亘る元の來寇に於いて、弘安の役に重點を置くべきはもちろんであるが、文永の役また輕視すべきではない。敘述は、これを一聯のものとして、文永から弘安へと漸次高潮に達するやう取計らつてある。

取扱の要點

指導上の留意事項

一、本節は、大東亞戦下の現實と意味的に關聯の深い課であり、それだけにまた、敘述挿畫ともに、現實感を豊かならしめるやう工夫してあるから、これを活用して、指導の効果を最大限に發揮し、兒童の感激と發奮とに資せしめなければならぬ。既に、教材の趣旨に於いて述べたやうに、題目を「神風」としたのも、要するに國民的自覺と信念とに培ふためであるから、指導に當つては、特にこの點

に留意し、神風の意義が體得されるやう、全力を注ぐ必要がある。

二、本節は、蒙古とともに、ヨーロッパといふ名稱が始めて現れる課である。即ち、東亞の姿はいよいよ具體的となり、その彼岸には、新たにヨーロッパが浮かび出る。兒童は、歴史の現實感をかうした歴史的空間の擴大からも感得するのであるから、これを考慮にいれて取扱を適切ならしめなければならぬ。

三、かくて兒童の史的關心に、皇國と東亞及び世界なる觀念がめばえるとすれば、その萌芽は健全にはぐくまなければならない。この意圖と關聯して、蒙古のヨーロッパ進出は、大きく探りあげて然るべきものであり、適宜これを補説することが望ましいのである。

四、蒙古がアジヤ及びヨーロッパ諸地域を征服した經過は、概略でよいから、多少補説すること。なほ、蒙古が國號を元と改めた年及び支那全土を従へた時期を誤らないやう注意を要する。

五、元寇の國難が前後三十年の長期に亘つたこと、これに即應する國防態勢の確立、朝廷萬般の御計らひのことは申すも畏し、特に指導者の臨機應變の措置、武人の勇武及び國民の持久力については、剩すところなくこれを取扱ひ、兒童の

感激を深めなければならぬ。

六、文永弘安兩役の戦局は、教科書の記載を軸とし、適宜これを補説して、兒童の感激と發奮とに資し、國民的自覺と信念とに培ふことを要する。その場合、防謀の重要性に留意せしめるとともに、元軍の長所短所を的確に認識せしめるところをも忘れてはならない。

七、元寇の撃攘による神國意識の發揚、國民の海外發展心の高揚については、それぞれ第六「吉野山」及び第七「八重の潮路」との連絡を考慮すること。

八、菊池武房が藤原隆家の子孫であることを指摘し、刀伊の入寇を想起せしめて、邊疆警備の重要性を認識せしめること。

挿畫

「北條時宗」は、熊本縣滿巖寺所藏の北條時宗像により、特にその顔面を明細ならしめるため、圖の上部のみを掲げたものである。

「老尼の意氣」は、肥後の國北山室の地頭尼眞阿が子息三郎光重の門出を勵ましてゐる場面である。なほ、この際眞阿は、聳久保二郎公保の出征をも注進してゐる。

「不意討ち」は、決死の勇士が輕舟を操つて敵艦に迫るところであり、「敵艦全滅」は、弘安四年閏七月一日夜の大風によつて、敵艦の次々に漂没する場面である。

連絡

初等科修身一「心を一つに」と連絡して取扱ふ。なほ、元寇撃攘に現實感を盛つて取扱ふ場合、初等科國語六「十二月八日」との連絡を工夫することが望ましい。

參考資料

元の版圖

蒙古は外蒙古オノン河の邊に遊牧した部族で、金に屬してゐたが、鐵木眞がその主となるに及んで俄に勃興した。鐵木眞は内外蒙古を統一して土御門天皇の建永元年に大汗の位に即き、成吉思汗と號した。成吉思汗はついで金を侵して黄河以北の地を奪ひ、更に西夏國(陝西省、甘肅省の地方)を滅ぼしてこれを併せ、また四子と共に大軍を率ゐて西征し、中央アジアを略し、またその部將は遠くアゾフ海附近まで進んだ。成吉思汗の歿後約三十年の間に、蒙古は金を滅ぼし、更に雲南、西藏及

び安南地方を平定し、またその孫拔都の率ゐる遠征軍は、ロシヤを蹂躪し、ポーランド・ハンガリーに出てイタリヤに逼り、到る處で歐人をうち破つた。龜山天皇の文應元年に世祖忽必烈が位に即くや、更に高麗を従へ、都を大都北京に遷して國號を元と稱した。文永八年、これよりさき、蒙古はまた日本をも従へんと企て、文永五年蒙古の至元三年高麗王を介して使者を遣はしてきたが、わが國は斷乎としてこれを斥けた。その後、世祖は大舉して宋を攻め、遂に弘安二年これを滅ぼした。又種^{けん}ビルマ、安南占城^{ちやんは}、ジャワ等の南方諸國をも降した。

蒙古の國書と使節の來朝

上天の眷命せる大蒙古國皇帝、書を日本國王に奉る。朕惟ふに古より小國の君も境土相接すれば、なほ務めて信を講じ、睦を修む。況や我が祖宗、天の明命を受けて區夏を奄有し、遐方異域、威を畏れ、德に懷く者、悉く數ふ可らず。朕即位の初、高麗の無辜の民、久しく鋒鏑に瘁はるを以て、即ち兵を罷め、其の疆域を還し、其の旄倪を反さしむ。高麗の君臣感戴して來朝す。義は君臣と雖も、歡は父子の若し。計るに王の君臣も亦已に之を知らん。高麗は朕の東藩なり。日本は高麗に密邇す。開國以來亦時に中國に通ず。朕が躬に至りて一乘の使以て和好を通ずる無し、尙

恐る、王の國之を知ることを未だ審ならざるを。故に特に使を遣し、書を持って朕が志を布告す。冀くは自今以往、問を通じ、好を結び、以て相親睦せん。かつ聖人は四海を以て家と爲す、相通好せざるは豈一家の理ならんや。以て兵を用ふるに至るは夫れ孰れか好む所ぞ。王其れ之を圖れ。不宜。

至元三年八月 日

この國書は、越えて文永五年正月、わが國に達したので、幕府はこれを朝廷に奏して御裁決を仰いだ、が、朝儀は遂に返書を與へられぬ事に決した。翌年また蒙古の使者が來つた時、朝廷は、凡自天照皇大神耀、天統至日本今皇帝受、日嗣、聖明所覃、莫不屬、左廟右稷之靈、得一無貳之盟、百王之鎮護、孔昭、四夷之脩靖、無紊、故以皇土永號、神國、非可以智競、非可以力爭、との返牒案を幕府に下して、更にこれを議せしめ給うた。しかし執權北條時宗は、蒙古の國書の書辭が無禮なのを怒つて、また斷然これに報せざることとし、且その使者を卻け、鎮西の將士に命じてますます兵備を嚴にした。蒙古はその後もしばしば使ひを以て修好を迫つたが、わが國はなほこれに答へなかつた。文永の役の失敗にも懲りず、蒙古は建治元年に杜世忠等の使者を遣はし

て素志を貫かんとしたが、時宗は断然これを龍口たつのくちに斬り、弘安二年の使者をも博多に斬つて、わが決意の程を示した。

北條時宗

時頼の子、相模太郎と稱す。天性豪邁にして武略に長じ、また射術に巧みであつた。弘長元年、將軍宗尊親王の御邸に小笠懸の儀があつた時、時宗は十一歳であつたが、これに臨んで技を試み一發にして的中した。親王は厚く御感賞になり、觀衆も嘆賞せぬものがなかつたといはれる。これより先、時頼は病を以て職を去り、一族の長時政村が相繼いで執權となつたが、文永五年に時宗十八歳の時始めてその職を繼いだ。この年、已に蒙古の使者が來つて國書を上り、朝議はこれに報せられず、幕府もまた答へずして西海の守備を戒めたが、時宗が執權となるに及んで、更に断乎たる態度を以て臨み、遂によく元寇を撃攘することができたのである。弘安七年、三十四歳を以て歿した。明治三十七年、特に從一位を追贈せられた。

蒙古軍の戦法

大將軍高所居上、可引所逃、鼓ヲウチ、可懸扣責、鼓隨夫寄引、逃時飛鐵鉋、暗クナシ、鳴高ケレバ迷心失肝、目クレ耳塞テ、忙然トシテ東西ヲ不知、日本軍如相互ニ名乗合、高

名不覺ハ思、一人宛勝負處、此合戰ハ大勢一度寄合テ、足手動處、我モト取付、押致生捕ケリ、是故ニ懸入程、日本人一人トシテ漏者コソナカリケレ。(八幡愚童訓上)

異國征伐の企

明年三月比、可被征伐異國也。梶取水手等、鎮西若令不足者、可省宛山陰山陽南海道之由、被仰太宰少貳經資了。仰安藝國海邊知行之地頭御家人本所一圓地等、兼日催儲梶取水手等、經資令相觸者、守彼配分之員數、早速可令送遣博多也者、依仰執達如件。

建治元年十二月八日

武藏守在判
相模守在判

武田五郎次郎殿

安藝守護
武田信時

(東寺文書)

國民の奮起

建治二年三月廿五日御書下、昨日閏三月二日到來、畏拜見仕候了、抑被仰下候爲異國征伐、人數交名并乘馬物具員數事、子息三郎光重、聲久保二郎公保、以夜繼日企參上候へは、可申上候、以此旨且可有御披露候、恐惶謹言、

閏三月三日

北山室地頭尼眞阿

(石清水文書)

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師法名西向謹注進言上 (中略)

一人勢弓箭兵杖乘馬事

西向年八十五仍不能行步、

嫡子越前房永秀、年六十五在弓箭兵杖、

同子息彌五郎經秀、年三十八一領乘馬一疋、

親類又二郎秀南、年十九所從二人、

一孫二郎高秀、年滿四十弓箭兵杖、腹卷一領、

右任御下知狀、可致忠勤也。仍粗注進狀言上如件

建治二年壬三月七日

沙彌西向

(石清水文書)

河野通有の奮戦

伊豫國住人河野六郎通有異賊警固爲本國立シ時、十年中蒙古不寄來者、異國渡テ可合戰起、請文十枚マデ書、氏神三島社ヲシテヲ灰ニ燒テ自飲ナドシテ、此八ケ年マデ相待處、得其時是身幸ニ非ヤト勇テ、兵船二艘ヲ以テ押寄タリシ程、蒙古放矢、究竟郎等四五人被射臥、所憑伯叔サヘ手負臥テ、我身石弓ニ左肩ヲツヨク被、打、可挽弓、及ネバ、片手拔、太刀、モチ、帆柱、仆テ蒙古ノ船指カケ、思切テゾ乗移、散々ニ切廻、多敵首トリ、其中大將軍ト覺、玉冠キタリケル者ヲ生捕テ、前シメツケテ歸ケル。

(八幡愚童訓下)

竹崎季長の出陣

人々おほしといへども、きくちの二郎たけふさ、文永の合戦に名をあげしをもて、たけふさのかためし役所の石ついちのまへにうちむかて將軍の兵船は、ほばしらす竹崎季長曰くをしろくきにぬりてしるく候とうけ給候、おしむかて、ひとやい候て、君のけんさんにまかり入候はんために、あひむかひ候、御存命候は、御披露候へといひて、うちとほる。

(竹崎季長繪詞)

龜山上皇の御祈願

蒙古おこるとかやいひて、世の中さはぎたちぬ。色々さまさまにおそろしうきこゆれば、本院後深草、新院龜山はあづまへ御下あるべし、内後宇多、春宮親仁は京にわたらせ給て、東の武士どものぼりさぶらふべしなど、さたありて、山々寺々御祈かずしらす。伊勢の勅使に經任大納言藤原まいる。新院も八幡へ御幸なりて、西大寺の長老圓思めされて、眞讀の大般若供養せらる。大神宮へ御願に、我御代にしも、かゝるみだれ出きて、まことに此日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし、御てづからかゝせ給ひける。

(増鏡 老のなみ)

第六 吉野山

要旨

本章は、後醍醐天皇の御即位から建武の中興を経て吉野時代の末葉に至る、七八十年間の事歴を取扱ひ、中興の宏謨と芳山の遺烈とを顕彰して大義名分を明らかならしめ、盡忠奉公の精神の涵養に資せしめようとするものである。

國史は、肇國精神の一貫する皇國進展の具體的な姿であるが、その時代的様相には、國民精神の弛張に因る汗隆の跡がないではない。しかも大義に暗き徒輩によつて、國歩の進展が阻まれる時、これを破摧しようとする忠良の士が現れ、そこに波瀾重疊の世局が生まれる。かかる時期にこそ、國體の精華はしるくも發揚せられ、國史の精神は燦然として輝く。建武中興吉野時代のごときは、まさにその典型的なものであ

り、芳山懷古の切々たる抒情は、國史の骨髓に深くも觸れしめる。

「歌書よりも軍書に悲し吉野山」の句さながらに、太平記が物語る數々の事歴、軍書よりも更に悲しい新葉集の奏でる孤高の精神、彼此相點じて、遙かに六百年の古往をしのべば、自今生死の關頭に立つとも、一片の落花に臣節匪躬の大道が開けるであらう。太平の記とはいふものの、それが綴る五十年の哀史は、波瀾があればこそ老若の感動を喚び、至誠がこもればこそ男女の心底に響く。ただ史實の起伏をして語らしめさへすれば、歴史の精神はおのづから傳はる。

後醍醐天皇の御高德を仰ぎ、はかなくも潰えた中興の宏謨、申すもかしこき苦難の御生涯をしのび奉れば、國民たるもの、恐懼の極み、身のおきどころもないのである。かくてわれわれは、醜の高時尊氏を責めるとともに、また自らを戒めなければならぬ。これ、君臣の分が明らかで、しかも祖孫一體たるべきわが國に於いて、父祖の大逆に自肅するのは、臣子の道であるからである。随つて、國史の成跡を美化しようとする

るあまり、尊氏批判に寛容のはからひをなすがごときは、思はざるも甚だしい試みである。尊氏もまた日本人であると庇ふに先だち、尊氏もわれわれも、ともに臣下であるとの自覺と反省とをもたなければならぬ。皇國の世界史的發展のさなかにあつて、島國的偏見は是正さるべきであり、おのづから國內相剋の史實は輕視さるべきでもあらうが、大義名分の闡明は、かかる際なればこそ、むしろ重要な度を加へてゐるのである。

護良親王を始め奉り諸皇子が荆棘を切り開いての御苦闘もまた、國民の景仰措く能はざるところである。東西南北、しかも、僻陬の山野や風浪荒き海上に、金糸玉葉の御身を以て、つぶさに辛酸をなめさせられ、はては御戦死の御事をさへ拜し奉るのである。かかる尊くも烈しい御事歴は、史上稀に見るところであり、これを知つて感奮興起しないものはまさに禽獸に類する。思へば、勝つて兜の緒をしめず、名利にさしく、大義に暗い武士の多い時世であつたが、大道頽れて仁義興ること

ば通りに、忠誠勇武の將士もまた少くはなかつた。楠公父子の純忠を始め、菊池氏傳家の勤皇その他、京畿地方の勤皇將士は、あたかも暗夜に閃く煌星のやうに、大義の光を輝かした。かくて兵亂の世にも、大義の光たださすところに、文化の華も清らかに開き、神皇正統記や新葉和歌集が生まれた。しかも、神皇正統の理と新葉芳烈の情とは、後醍醐天皇の御遺詔を守る吉野朝廷の不撓不屈の御精神に培ひ、芳山の餘薫を後代に傳へて、江戸期に於ける尊皇思想の母胎となり、明治維新の原動力をはぐぐんだのである。

本章は、以上の趣旨要綱に則とり、教材を選擇・排列するとともに、特にその表現に留意して、勤皇精神の鼓吹に遺憾なきを期した。本章のごときは、教材内容が知的に理會さるべきでなく、國民的感動を通して、教材の精神を把握せしめなければならぬのであり、随つてその表現が、特に重視されるのである。しかも、さきに觸れたやうに、史實の起伏とその脈絡を明らかにすることが、兒童の感銘を深からしめるゆゑんで

あるから、事態の推移と人物の事蹟とを融合し、敘景抒情心理描寫の筆致を交へて、これを一聯の歴史物語たらしめる手法を採つた。即ち、章を分つて二節となし、教材の重點を示して事態の推移を明確ならしめるとともに、これを背景として、人物の活躍に對する印象を一きは鮮明ならしめたのである。かくて、章の題目も、章全體の重心にして、しかも歴史と現實との交點たる「吉野山」を選んだ。これによつて兒童の理會を具體的ならしめ、また、歴史的回顧の據點たらしめようとしたのである。

一 建武のまつりごと

教材の趣旨

本節は、後醍醐天皇の御即位から建武中興の成立に至る、十數年間の事歴を取扱ひ、朝政の御振肅、討幕の御催し、中興の宏謨を謹述して御高

徳を鑽仰し奉らしめ、これに勤皇の美績を點綴して、國民精神の涵養に資せしめようとするものである。

既に章の要旨で述べたやうに、本節は、第二節「大義の光」と密接な連繫をもち、兩者は推移發展の關係に立つものであるが、これを一應建武の新政で區切つたのは、もとよりわが國政道の本義に鑑み、中興政治の歴史的意義を闡明しようとしたからである。そこには、後醍醐天皇が御治世二十二年の大半を秋霜烈日の中に過させ給うた御事をしのび奉らしめるのに、輝かしい建武の一ときには、兒童に憩ひを與へたいと思ひやりも含まれてゐる。元弘といへば寂しく、延元ときけば悲しい世のうつろひに、建武のよろこびを求めのは、まさに國民の至情である。題目を「建武のまつりごと」としたのも、かかる意圖の現れに外ならない。

敘述は、兜の緒もゆるみはてた幕府政治の紊亂を序として（第一段）後醍醐天皇の御初世のくだりから本論にはいる。（第二段）ここに早くも

御親政の叡慮を拜し、萬民綏撫の大御心を仰ぎ奉るのである。かくて正中から元弘へと、討幕の御企てが、幾多勤皇の史話・戦記をちりばめ、物語風の筆致を以て展開されてゆく。(第三段から第十二段まで) この間、後醍醐天皇の申すもかしこき御辛苦のほどは、兒童をして心底深く銘記し奉らしめるべきところであり、殊に隱岐御遷幸前後の御模様については、その表現に特に意を用ひて、恐懼の心をのべたのである。全體を通じて、楠木正成の活躍を浮き立たせてあるのは、もとより、その純忠と類なき智略とを顯彰するために外ならない。中でも、笠置參候のくだりのごときは、正成登場の最初の場面でもあり、また彼の面目躍如たるものがあるので、奏上の詞が自負の響きを與へないやう、前後の敘述に特に工夫をめぐらしてある。正成の智謀に觸れながら、合戦に關する具體的敘述を缺くのは、初等科修身一の第十四課「多聞丸及び初等科國語八の第十二課「菊水の流れ」との連繫を考慮し、討幕の筋の運びに重點を置いたからである。

勤皇の武將として、新たに櫻山茲俊を加へたのは、太平記の記すやうに、彼の擧兵が、その時期も早く、また幕府に與へた衝擊も大で、しかもその悲壯な最期に見るべきものがあつたからである。正成と茲俊との間に、作戦上の連絡があつたかどうかは不明であるが、茲俊の擧兵は、笠置・赤坂の形勢に多少の影響を及したものと見て、差支なからう。數多ある地方勤皇の武將の中から、今回特に茲俊を採録したのは、大體以上の理由に基づくのであるが、忠良賢哲わけでも勤皇の士の行實は、その顯彰に吝かであつてはならない。ただ兒童用書の本文に、地方勤皇の事歴を網羅することは、分量その他敘述の運び等の關係から困難である。足助氏・肝付氏・南部氏等の勤皇事蹟は、まづ郷土の觀察に於いて地方的に取扱はれるであらうが、また初等科國史に於いても、適宜補説教材として採擇することが望ましいのである。

敘述は、京都還幸のくだり(第十三段)を経て、建武の御親政を仰ぐ最終段に到達する。兒童は、笠置のことを思ひ起すにつけても、正成の心さ

ながらに、一旦の愁眉を開くことであらう。かくて最後に、新政の叡慮と宏謨の一端とを奉掲したのは、さきに述べたやうに、點睛の意味もあり、これを缺いては、文保以來の數々の御經綸と、正中・元弘をつらねる御企てとの御趣旨の奉體が不徹底となるからである。随つて、新政の規模を詳細に解説することに、本教材の眼目があるのではない。それはむしろ高等科國史に於いて取扱ふべき事項に屬する。

取扱の要點

指導上の留意事項

- 一、本節及び次の節を通じて、指導上最も重要な眼目は、大義名分を明らかにし、勳皇の精神を鼓吹することにある。戦はすべて大義と功利との葛藤であり、大義の光は、事態の推移を貫ぬいて常に燦然たる光を放つのである。指導に當つては、まづこの要綱が明確に把握されなければならない。
- 二、この時期では、他に類例がないほど、賊軍が跳梁跋扈する。兒童は、かくも多數

の賊が現れたことに奇異な感じを抱き、輝かしい國史の成跡に疑義を挟むかも知れない。よつて、指導に當つては、賊兵の大多數が無智蒙昧の輩であつたことを知らしめるとともに、教育の重要性を平易に説いて、大御代に生まれあふ身の光榮に感激せしめる必要がある。

- 三、これに關聯して、まづ序の段の取扱で、元寇撃攘後、國民精神の弛緩によつて、武將の中に功利の惡風が発生したことを知らしめる必要がある。

- 四、後醍醐天皇御初世のくだりは、親政の御素志と御恵みの大御心を拜し奉らしめるやう、取扱の萬全を期しなければならない。

- 五、楠木正成の笠置伺候のくだりは、教材の趣旨に於いて述べた通り、正成の奏上が自負の響きを與へないやう、教科書の敘述に留意して取扱ふことが肝要である。

- 六、正成の善謀勇戦については、初等科國語三「千早城」との連絡を考慮しながら、多少の補説が必要である。

- 七、櫻山茲俊の擧兵を取扱ふには、笠置赤坂の形勢との時間的經過に於ける連絡に留意すること。

- 八、隱岐御遷幸の一段に於ける、しかし、まだ正成は生きてをります。」金剛山と吉野山と、この二つが手をつないで云々の表現に注目すること。
- 九、足利尊氏歸順のくだりでは、形勢を見ての一句に注意すること。
- 十、建武の新政を取扱ふには、教材の趣旨を酌んで、新政の眼目を教科書の記載に即して平易に解説する程度に止めること。

挿畫

「勤皇のさきがけ」は、笠置に伺候した正成が、恐懼感激の中に辭去するところであり、義貞の鎌倉攻めは、いふまでもなく、稻村崎の場面である。ともに、参考資料を参照すること。

「義光の最期」は、義光が孤軍奮闘壯烈な最期を遂げる直前の光景である。

連絡

初等科修身一「多聞丸」、初等科國語三「千早城」、錦の御旗、初等科國語八「菊水の流れ」、及び初等科地理上「東京から神戸まで」中の吉野山に關する記載と連絡して取扱ふ。

参考資料

後醍醐天皇の御親政

天皇は御諱尊治、後宇多天皇の第二皇子にましまし、御年三十一歳を以て御位に即かせられた。天皇は、夙に吉田定房、僧玄惠等について學問にいそしまれ、内外の學に精通し給うた。後宇多上皇は初め院政を行はせられたが、天資英邁にわたらせられる天皇に御望みを囑せられ、元亨元年、院政を廢し給うた。ここに、二百數十年間續いた院政は廢止され、御親政の御代となつた。天皇は記録所を開き給ひ、人材の拔擢に御心を注がせられて、北畠親房、萬里小路宣房、吉田定房等の賢臣を重用され、更に、日野資朝を人物俊秀によつて參議に列せしめられ、また日野俊基を藏人に補せられ、銳意政治の革新をはかり給うた。即ち、民の煩ひを除かせ給はうとして、大津、葛葉以外の新關を全廢せられ、元亨二年の飢饉には、朝餉の供御を節して窮民に施行せられ、なほも萬民の飢を助くべきに非ずと仰せられて、檢非違使廳に命じ、富裕の輩の買占めた米穀を點檢せしめられ、價を定めてこれを賣らしめ給ふなど、數々の御仁慈を垂れさせ給うた。かくて綱紀は頗る伸張し、花園上皇は「近日政道淳素に歸し、君は已に聖主爲り、臣も又人多きか」と讚へ給うた。

一方、北條氏は専横を極め、また失政多く内訌續出して、幕府の威信地を拂ひ、衰頹の兆はいよいよ明らかになつた。天皇は、この機に政權を御回復になり、以て後鳥羽上皇の御遺志を完うしようと圖り給うたのである。

正成の笠置參候

藤房卿勅ヲ奉リテ、急補正成ヲゾ召レケル。勅使宣旨ヲ帶シテ楠ガ館ヘ行向テ、事ノ仔細ヲ演ラレケレバ、正成弓矢取身ノ面目、何事カ是ニ過ント思ヒケレバ、是非ノ思案ニモ及バズ、先忍テ笠置ヘゾ參ケル。主上萬里小路中納言藤房卿ヲ以テ仰ラレケルハ、東夷征伐ノ事、正成ヲ憑思召ル、仔細有テ、勅使ヲ立ラル、處ニ、時刻ヲ移サズ馳參ル條、叡威淺カラザル處ナリ。抑天下草創ノ事、如何ナル謀ヲ運シテカ、勝事ヲ一時ニ決シテ、泰平ヲ四海ニ致サルベキ、所存ヲ殘サズ申ベシト勅定有ケレバ、正成畏テ申ケルハ、東夷近日ノ大逆、只天ノ譴ヲ招候上ハ、衰亂ノ弊ニ乘テ、天誅ヲ致サレンニ、何ノ仔細カ候ベキ。但天下草創ノ功ハ、武略ト智謀トノ二ニテ候。若、勢ヲ合テ戰ハ、六十餘州ノ兵ヲ集テ、武藏相模ノ兩國ニ對ストモ、勝コトヲ得ガタシ。若、謀ヲ以テ爭ハ、東夷ノ武力、只銳ヲ摧、堅ヲ破ル内ヲ出ズ。是欺クニ易シテ懼ル、千足ラザル處ナリ。合戰ノ習ニテ候ヘバ、一旦ノ勝負ヲバ必シモ御覽セラ

ルベカラズ。正成一人イマダ生テ在ト、聞召レ候ハ、聖運遂ニ開カルベシト思召レ候ヘト憑モシグニ申テ、正成ハ河内ヘ歸ニケリ。
(太平記卷三)

稻村崎の新願

(元弘三年五月)

新田義貞退兵二萬餘騎ヲ率シテ、二十一日夜半許ニ片瀨腰越ヲ打廻リ、極樂寺坂ヘ打臨給フ。明行月ニ敵ノ陣ヲ見給ヘバ、北ハ切通マデ山高ク路峻シキニ、城戸ヲ搆、垣楯ヲ搔テ、數萬ノ兵、陣ヲ雙テ竝居タリ。南ハ稻村崎ニテ、沙頭路狹キニ、浪打涯マデ逆茂木ヲ繁ク引懸テ、澳四五町ガ程ニ大船ドモヲ並ベテ、矢倉ヲカキテ、横矢ニ射サセント構タリ。實ニ此陣ノ寄手、叶ハデ引ヌランモ理ナリト見給ヒケレバ、義貞馬ヨリ下給ヒテ、兜ヲ脱テ海上ヲ遙々ト伏拜、龍神ニ向テ祈誓シ給ヒケルハ、傳承ル、日本開闢ノ主伊勢天照大神ハ、本地ヲ大日ノ尊像ニ隱シ、垂跡ヲ滄海ノ龍神ニ顯ハシ給ヘリト。吾君其苗裔トシテ逆臣ノ爲ニ西海ノ浪ニ漂給フ。義貞今臣タル道ヲ盡サン爲ニ、斧鉞ヲ操テ敵陣ニ臨ム。其志偏ニ王化ヲ輔ケ奉リテ、蒼生ヲ安カラシメントナリ。仰願ハ内海外海ノ龍神八部、臣ガ忠義ヲ鑒テ潮ヲ萬里ノ外ニ退ケ、道ヲ三軍ノ陣ニ開カシメ給ヘト、至信ニ祈念シ、自佩給ヘル金作ノ太刀ヲ拔テ、海中ヘ投給ヒケリ。眞ニ龍神納受ヤシ給ヒケン、其夜ノ月ノ入方ニ、前々更ニ乾事モ

無リケル稻村崎、俄ニ二十餘町乾上テ、平沙渺々タリ。横矢射ント構ヌル數千ノ兵船モ、落行潮ニ誘ハレテ、遙ノ澳ニ漂ヘリ。不思議ト云モ類ナシ。(太平記卷十)

中興の政治

元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ。君の御聖斷は延喜天曆の昔に立歸て、武家安寧に、比屋謳歌し、いつしか諸國に國司守護を定、卿相雲客、各其位階に登りし躰、實に目出度かりし善政也。：御聖斷の趣、五畿七道八番にわけられ、卿相を以、頭人として決斷所と號て、新に造らる。是は先代引付の沙汰のたつ所也。大議にをいては記録所にをいて裁許あり。又侍所と號して、土佐守兼光、太田太夫判官親光、富部大舍人頭參河守師直等を衆中として、御出有て聞召。むかしのごとく武者所ををかる、新田の人々を以、頭人にして諸家の輩を詰番せらる。古の興廢を改て、今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべしとて、新なる勅裁漸く聞えけり。

(梅松論上)

奥の鎮め

同年三元弘三年冬十月に先あづまのおくをしづめらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を陸奥守になしてつかはさる。代々和漢の稽古をわざとして、朝端につかへ政

務にまじはる道をのみこそまなびはべれ、吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬことなれば、たび／＼いなみ申しかど、公家すでに一統しぬ、文武の道二あるべからず、昔は皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ、おほくは軍の大將にもさゝれしか、今より武をかねて蕃屏たるべしとおほせ給て、御みづから旗の銘をかゝしめ給、さまざまの兵器をさへくだしたまはる。任國におもむく事もたえて久しくなりにしかば、ふるき例をたづねて罷申の儀あり、御前にめし勅語ありて御衣御馬などをたまはりき。猶おくのかためにもと申うけて、御子を一所ともなひたてまつる。かけまくもかしこき今上皇帝の御ことなれば、こまかにはしるさず、彼國につきにければ、まことにおくの方さま兩國をかけて、みななびきしたがひにけり。同十二月、左馬頭直義朝臣相模守を兼して下向す。これも四品上野太守成良親王をともし奉る。此親王、後にしばらく征夷大將軍を兼せさせ給ふ。

(神皇正統記)

二 大義の光

教材の趣旨

本節は、建武中興の挫折から後醍醐天皇の吉野遷幸を経て後龜山天皇の京都還幸に至る、約六十年間の事歴を取扱ひ、吉野朝廷の毅然たる御態度、不撓不屈の御精神を景仰し奉らしめるとともに、諸忠臣の奮闘とその壯絶な最期とを録して大義の光を宣揚し、以て七生報國の精神を涵養せしめようとするものである。

教材の大部分が、いはゆる芳山の哀史に屬し、その眼目をなすものは、恐れ多くも後醍醐天皇の御辛酸、御登遐の御事であり、また幾多忠臣の相つぐ散華の悲境である。世に「南風競はず」といふ形容があるが、このことばほど、われわれの心を悲しませるものはない。この悲壯感こそ、まさに醇正な國民的感動に外ならず、國史を學ぶ者の眼も、これによつ

て正しく開かれるのである。

思へば、大義と名利との戦、實に五十有餘年、その間、忠臣は花と散り露と消えたが、その忠節はとこしへに國民の心に宿り、大義の光は、燦として青史に輝いてゐる。「邪ナル物ハ久シカラズシテ、亡ビ、亂レタル世モ正ニ歸スルハ古今ノ理也。」(神皇正統記)といふ親房の言は、まさに歴史の審判を豫言するものであつた。吉野朝廷御四代が終始毅然たる御態度をお示しになり、やがて京都に還幸あらせられたのは、もとより後醍醐天皇の御遺詔を紹述あらせられてのことであり、大義の勝利、名利の屈服を意味する。かくて、本節の題目を「大義の光」としたゆゑも、おのづから明らかとなるであらう。

しかも、中興政治の挫折を以て始る本節の門出は暗い。すべてこれ、名利に溺れた足利尊氏の謀叛の致すところである。人或ひはかるが、ろしくも「中興の失敗」を唱へる。成敗の跡をたづねることは、史家の常道であるにしても、御親政の大御業を批議することは、分を越えて大義

に悖るものであり、中華放伐の思想でなければ歐米民主の思想である。建武中興の頓挫したのは、まさに有力武士が翼賛の至誠を缺いてゐたからである。しかも、逆賊尊氏に與する者の少くなかつたのは、國體に對する自覺の不徹底によるものであり、雜兵の去就に至つては、ただその無智を嘆くの外はない。かくて、われわれは、教育の重要性を思ひ、聖代に生を享けた喜びにひたるものである。今、大東亞戰爭の渦中にあつて、建武延元の古をしるべば、そこに稽古照今の心が高まる。米英との戦は、まさに美名功利との戦であり、わが戰爭目的は、大義の光被、道義世界の建設にある。華夷内外の別を無視して、かかる脈絡を求めるとは、類型を追ふ戯れごとではなく、皇國の進展には儼然たる道義の傳統が存することを明らかにするため、外ならない。

敘述は、以上の趣旨に基づき、大義の光の宣揚を期して、前節同様、物語風の筆致を以て進めてある。即ち、全節一聯の軍記であるが、しかも事態の推移に即して、これを三段階に分つた。まづ、尊氏の謀叛に始り、後

醍醐天皇の叡山行幸(第六段)に至る前段と、ついで吉野遷幸の御事から天皇の崩御(第十一)段に至る中段と、更に後村上天皇の御即位から長慶天皇、後龜山天皇の御代(第十六)段に至る後段との三段階であり、最終段の芳山懷古は、節及び章全體の結びをなすものである。

前段に於いては、まづ尊氏の謀叛から賊軍の上洛、西走となり、楠公父子の櫻井の訣別、及び湊川に於ける七生報國の劇的場面をたどつて、叡山行幸のくだりに及ぶ。かくて中段に入ると、吉野遷幸の御事について、新田義貞の悲壯な最期、北畠顯家の討死のことを記し、移つて諸皇子御奮闘の事歴を掲げ、後醍醐天皇崩御の御事へと進む。後村上天皇の御即位を以て始る後段には、まづ親房の孤忠を録し、ついで、楠木正行の忠節、菊池武光の奮戦、新田義興の力闘を逐次に記して、近畿、九州、東國に於ける官軍の形勢とその推移とを大觀し、長慶天皇、後龜山天皇の御代へと移る。かくて最後に、咲き匂ふ櫻花にちなんで芳山の遺烈をしる。後醍醐天皇の御高德を鑽仰し奉るとともに、諸忠臣の偉勳を顯彰し

て、波瀾重疊の節を閉ぢるのである。

節全體を通じて、表現に意を用ひてあるが、中でも櫻井・湊川のくだりや吉野朝廷の御有様は、本節の焦點でもあり、特に入念な扱ひを加へた。また、義貞の最期、正行・武光らの勇戦力闘の場面にも、隻言片句の中に、勤皇將士の面目を躍如たらしめる工夫を講じた。すべて、兒童の感銘を深からしめ、先蹤追慕の情をこまやかならしめようとの意圖に外ならない。

取扱の要點

指導上の留意事項

- 一、尊氏に「正成や義貞さへ及ばないほどの恩賞を賜はつたことについて、兒童がこれを直ちに尊氏に對する絶大な御信任と思ひ誤り奉るときことのないやう、指導することが肝要である。すべては、洪大無邊な御仁慈によるところと、拜し奉らしめなければならぬ。

- 二、諸皇子の御活躍、申すも恐れ多い御辛苦に對し奉つては、兒童をして、恐懼感激の中に、その御事績を心底深く銘記し奉らしめなければならぬ。
- 三、楠公父子櫻井の訣別のくだりは、歴史の實踐的意義に於いて、大東亞戦下の現實と緊密に關聯する場面であり、よつて初等科國史上下を通じての結びとしたほどであるから、取扱に當つては、特に力を注ぐ必要がある。
- 四、正成兄弟の湊川七生報國の誓ひも、前項同様の重大性をもつものであるから、これが取扱の際、その忠魂が後の世に甦つて尊皇思想の原動力となる脈絡に、あらかじめ觸れておく方がよい。
- 五、朝威回復の御沙汰によつて、義貞に對する御信任のほどを奉體せしめること。かくて、義貞最期のくだりに於いては、彼の苦衷を十分に酌みとらせる必要がある。
- 六、顯家の忠誠を取扱ふには、東奔西走の勞苦とともに、特に文臣としての赫々たる武勳を顯彰することが肝要である。
- 七、後醍醐天皇の崩御を悼み奉る際には、改めて御高德、御鴻業を回想し、元弘・建武・延元の御苦難をしのび奉らしめなければならぬ。

八、正行兄弟討死のくだりを取扱ふ際には、特に「父そのままの最期をとげました」の一句に注目すること。また、武光の活躍を取扱ふには、本文に即してその奮闘ぶりを躍如たらしめ、兒童の勇猛心を振起すること。

九、「歌書よりも軍書に悲し吉野山」は各務支考かみしかうの句であるが、兒童に句の典據まで教へる必要はない。

十、結びのくだりに於いては、諸忠臣の位階と、これを祭る神社とを、それぞれ補説し、敬神崇祖の念を深からしめるやう、指導する必要がある。

挿畫

「櫻井のわかれ」については、説明するまでもないが、正行の手にしてゐるのが、菊水の短刀である。

「吹雪をついてもまた、いふまでもなく、義貞の難行軍を示したものであり、畫中鏃影打つたる冑をつけた武將が義貞で、旗じるしの紋は、新田氏の家紋である。

「賊將にせまると、血刀を洗ふ」とは、それぞれ、正行、武光の勇戦力闘を表したものである。

連絡

初等科修身六「日本は神の國」初等科國語八「菊水の流れ」と連絡して取扱ふ。初等科地理上との連絡は、前節と同様である。

参考資料

櫻井のわかれ

正成是ヲ最期ノ合戦ト思ケレバ、嫡子正行ガ今年十一歳ニテ供シタリケルヲ思フ様有トテ櫻井宿ヨリ河内へ還シ遣ストテ、庭訓ヲ殘ケルハ、獅子子ヲ生テ三日ヲ經ル時、數千丈ノ石壁ヨリ是ヲ投、其子獅子ノ機分アレバ、教ザル中ヨリ跳返テ死スル事ヲ得ズト云ヘリ。況ヤ汝既ニ十歳ニ餘リス、一言耳ニトマラバ、我教誠ニ違フコトナカレ。今度ノ合戦天下ノ安否ト思フ間、今生ニテ汝ガ顔ヲ見ン事、是ヲ限ト思フナリ。正成既ニ討死スト聞ナバ、天下ハ必將軍ノ代ニ成ヌト必得ベシ。然リトイヘドモ一旦ノ身命ヲ助ランガ爲ニ多年ノ忠烈ヲ失ヒテ、降人ニ出ルコト有ベカラズ。一族若黨ノ一人モ死殘テ在ン程ハ、金剛山ノ邊ニ引籠テ、敵寄來ラバ命ヲ養由ガ矢サキニ懸テ、義ヲ紀信ガ忠ニ比スベシ。是ゾ汝ガ第一ノ孝行ナランズル

ト、泣々申含テ、正成主上ヨリ賜タリケル菊作ノ刀ヲ、形見ニ見ヨトラセケル。
各東西へ別レニケリ。
(太平記卷十六)

正成の忠誠

抑元弘以來、忝クモ此君ニ憑レ進ラセテ、忠ヲ致シ功ニ誇ル者幾千萬ゾヤ。然レドモ、此亂又出來テ後、仁ヲ知ラヌ者ハ、朝恩ヲ棄テ敵ニ屬シ、勇ナキ者ハ、苟モ死ヲ免レントテ刑戮ニ逢、智ナキ者ハ、時ノ變ヲ辨ヘズシテ、道ニ違フ事ノミ有シニ、智仁勇ノ三徳ヲ兼テ、死ヲ善道ニ守ルハ、古ヨリ今ニ至ルマデ、正成程ノ者ハイマダ無リツルニ、兄弟トモニ自害シケルコソ、聖主再國ヲ失テ、逆臣横ニ威ヲ振フベキ、其前表ノ驗ナレ。
(太平記卷十六)

吉野の行宮

延元元年十二月、後醍醐天皇が花山院から吉野へ御遷幸になつた際、まづ吉水院に入らせられ、翌年の秋金輪王寺に移り給ひ、ここを行宮と定められた。行宮の御有様は、後醍醐天皇の御製によつて拜察することができ、

吉野の行宮におはしましける時、雲井の櫻とて、世尊寺のほとりにありける花の咲きたるを御覽じてよませ給ひける

こゝにても雲井の櫻咲きにけりたゞかりそめの宿と思ふに

(新葉和歌集卷二)

花に寝てよしや吉野のよし水のまくらのもとに石走る音

(寛文年間發行の謠春菴周可著の案内記、其の他)

「花に寝て」の御製の宸筆は、吉水院の寺寶として傳へられてゐたといはれる。雲井櫻とか世尊寺とかいふのはこれから先半里も上で、金峯神社へ行く途にある。吉水院は、今、後醍醐天皇を奉祀する村社吉水神社で、道路から少し低く下つた處にあつて、如意輪寺を距てる谷の高い所にある。谷川の音は潺湲として、まさに玉座の下から聞えて来る。

後醍醐天皇の崩御

延元四年八月九日ヨリ、吉野主上御不豫ノ御事有ケルガ、次第ニ重ラセ給フ。…主上苦ゲナル御息ヲ吐セ給ヒテ、妻子珍寶及王位、臨命終時、不隨者、是如來ノ金言ニシテ、平生朕ガ心ニ有シ事ナレバ、秦穆公ガ三良ヲ埋ミ、始皇帝ノ寶玉ヲ隨ヘシ事、一モ朕ガ心ニ取ズ。只生々世々ノ妄念トモ成ベキハ、朝敵ヲ悉亡シテ四海ヲ泰平ナラシメント思フ計ナリ。朕即早世ノ後ハ、第八宮ヲ天子ノ位ニ即奉リ、賢士忠臣事

ヲ圖リ、義助ガ忠功ヲ賞シテ子孫不義ノ行ナクバ、股肱臣トシテ、天下ヲ鎮ベシ。是ヲ思フ故ニ、玉骨ハ縱南山ノ苔ニ埋ルトモ、魂魄ハ常ニ北關ノ天ヲ望ント思フ。若命ヲ背、義ヲ輕ゼバ、君モ繼體ノ君ニ非ズ、臣モ忠烈ノ臣ニ非ジト。委細ニ綸言ヲ遣サレテ、左御手ニ法華經ノ五卷ヲ持セ給ヒ、右ノ御手ニハ御劍ヲ按ジテ、八月十六日丑刻ニ遂ニ崩御ナリニケリ。…葬禮ノ御事、兼テ遺勅有シカバ、御終焉ノ御形ヲ改ズ、棺槨ヲ厚クシ、御座ヲ正シテ、吉野山麓、藏王堂ノ良ナル林ノ奥ニ圓丘ヲ高ク築テ、北向ニ葬奉ル。

(太平記卷二十一)

征西大將軍懷良親王に賜はりし遺詔

自去比依有御惱事、御讓國于陸奥親王了、不違日來之軍忠、可達叡旨、縱雖有不慮御事、深被馮思食候上者、令勇官軍等、殊可廻朝敵、追罰之籌策、於當山者、云要害云、祗候輩、更不可有子細、存其旨、可下知軍勢等、給者、天氣如此、仍執達如件、

八月十五日 延元四年

右中將實躬

謹上 勘解由次官殿 五條 額元

神皇正統記の著述

此記者、去延元四年秋、爲示或童蒙、所馳老筆也。旅宿之間、不蓄一卷之文書、纔得最

略、皇代記、任彼篇目、粗勅子細了。其後不能再見、已及五稔、不圖有展轉書寫、輩云々。驚而被見之處、錯亂多端。興國四年癸未秋七月、聊加修治、以此可爲本。以前披覽之人、莫嘲弄耳。

(神皇正統記古鈔本奥書)

北畠親房は、延元四年の秋、常陸の小田城にあつて、兵馬倥傯の間、參考すべき記録文獻として、僅かに最略の皇代記をたよりにこの書を綴つたのであり、神代から後村上天皇の御代に至る二千餘年の歴史である。書名は「神代より正理にて受侍るいはれを宣ん事を志して、常にきこゆる事はのせず、然れば神皇正統とや名づけ侍るべき」とある著書の言によつて明らかである。原本は傳はつてをらす、古寫本中最古のものは正平十一年に寫した白山本、石川縣白山比咩神社所藏であるが、それとして永享十年の傳寫しか傳はつてゐない。その他、應永四年の奥書ある青蓮院本、室町期の書寫といはれる聖護院本、猪熊氏藏などがある。

太刀洗

下筑後河過菊池正觀公戰處、感而有作

賴 襄

文政之元十一月、吾下筑水、儼舟筏…當時國賊擅鴟張、七道望風助豺狼、勤皇諸將前後歿、西陲僅存臣武光、遺詔哀痛猶在耳、擁護龍種同生死、大舉來犯

彼何人、誓剪滅之報天子、河亂軍聲代銜枚、刀戟相摩八千師、馬傷胃破氣益奮、
 斬敵取胃奪馬騎、被箭如蝟目皆裂、六萬賊軍終挫折、歸來河水笑洗刀、血迸奔
 湍噴紅雪、四世全節誰儔侶、九國逡巡征西府……
 (山陽詩鈔卷四)

芳山の餘薫 (新葉和歌集より)

後醍醐天皇御製

題しらす

埋もるゝ身をば歎かすなべて世の曇るぞつらき今朝の初雪

後村上天皇御製

題しらす

鳥のねに驚かされて曉の寢覺靜かに世を思ふかな

長慶天皇御製

吉野の行宮にて人々に千首の歌召されついでに山花といふ事をよ

ませ給うける

我が宿と頼ますながら吉野山花になれぬる春も幾とせ

中務卿宗良親王御歌

あづまの方に久しく侍りてひたすらものゝふの道にのみたづさは
 りつゝ征東將軍の宣旨など下されしも思ひの外なるやうに覺えて
 よみ侍りし

思ひきや手も觸れざりし梓弓おきふし我が身馴れむものとは

中院入道一品(北畠親房)の歌

題しらす

如何にせむさらでも霞む月影の老の涙の袖に曇らば

吉野朝廷の尊き御あと

○官幣大社

吉野神宮 後醍醐天皇

奈良縣吉野郡吉野町

○官幣中社

鎌倉宮 護良親王

鎌倉市

井伊谷宮 宗良親王

静岡縣引佐郡井伊谷村

八代宮 懷良親王

熊本縣八代郡八代町

金崎宮 尊良親王・恒良親王

敦賀市

吉野諸忠臣の顯彰 (別格官幣社)

湊川神社	楠木正成	神戸市
藤島神社	新田義貞	福井市
菊池神社	菊池武時・武重・武光	熊本縣菊池郡隈府町
名和神社	名和長年	鳥取縣西伯郡名和村
阿部野神社	北畠親房・顯家	大阪市
結城神社	結城宗廣	津市
小御門神社	藤原師賢	千葉縣香取郡小御門村
靈山神社	北畠親房・顯家・顯信・守親	福島縣伊達郡靈山村
四條畷神社	楠木正行	大阪府北河内郡四條畷村
北畠神社	北畠顯能	三重縣一志郡多氣村

諸皇子の御事績

護良親王

後醍醐天皇の第三皇子。親王は天資穎敏にましまし、天皇の特に御目を懸けさせ給ふところであつた。兵部卿に任じられ、後に佛門に入つて御名を尊雲と

改め給うた。嘉暦二年、天台座主に補せられ、大塔にをられたので大塔宮と申し上げる。御父天皇と御心を一にして北條氏の討滅を圖り給ひ、講讀を廢して専ら武事を習はせられた。元弘元年、事露はれて、賊徒が延暦寺に攻め來つたので、尊澄法親王とともに僧兵を指揮して防ぎ戦はれたが、利あらずして奈良に走り給ひ、般若寺の經函に匿れて、纔かに危急を免かれ給うた。その後、親王は修驗者を装うて紀伊・熊野を往來せられ、また還俗せられて御名を護良親王と改め給うた。やがて吉野の寺を城としてここに據らせられ、隱岐の行在にまします天皇にしばしば官軍の形勢を上書し、また令旨を諸國に下して勤皇の士を募らせ給うた。翌三年、城は賊の大軍に攻め落されたが、親王は、村上義光父子の義烈によつて難をのがれ高野山に入り給うた。幾ばくもなく、親王の令旨を拜した諸國の勤皇の士は各處に振るひ立ち、遂に北條氏を滅して、ここに建武の中興が成つたのである。親王は功によつて兵部卿征夷大將軍に任じられ給うたので、足利尊氏はその御威名を忌み、ひそかに除き奉らうとした。親王もまた、かねて尊氏の野望を觀破せられ、早くこれを誅して、禍亂を未然に防がうと圖り給うたが、かへつて尊氏の奸策に遭はせられ、建武元年十一月、鎌倉の東光寺に幽せられ給う

た。翌二年、北條高時の子時行が兵を起して鎌倉に攻め入つた際、足利直義はこれを防ぎかね、恐れ多くも親王を弑し奉つて遁れ去つた。時に親王は、御年二十八歳であらせられた。

恒良親王

後醍醐天皇の皇子。建武元年、皇太子に立ち給うた。延元元年十月、天皇は一旦尊氏の請を容れ給うて京師に還幸あらせられたが、その時、特に新田義貞に命じて恒良親王、尊良親王を奉じ北陸の経略に當らしめ給うた。かくて親王は、義貞等を随へさせられ、寒氣と風雪とに惱み給ひながら、辛うじて越前に入らせられ、金崎城に據つて北陸の官軍を統べ給ふことになつた。ためにこの方面の官軍は大いに振るつたが、翌二年三月、遂に城が陥つて、恐れ多くも尊良親王は自盡し給ひ、恒良親王は杣山城への御途中執らへさせられて京都に還啓あらせられた。翌年四月、尊氏の計により、御年十五歳を以て御いたましくも薨じ給うた。

懷良親王

後醍醐天皇の皇子。延元三年、征西大將軍に任じられて、九州の鎮撫に當らせ給うた。天皇は深く親王に望を囑し給ひ、崩御の際には特に遺詔をお下しになり、力を盡くして朝威の恢復を圖らしめ給うた。親王の御下向以來、九州の官軍は大いに振るひ、殊に菊池武光は、親王を八代城にお迎へ申し、心を傾けて輔佐し奉つた。興國三年には、賊將島津貞久を薩摩に破り給ひ、また正平八年には、筑前に一色範氏を撃つてこれを遁走せしめ給うたので、他の諸將も風を望んで降り來り、諸道の官軍が不振の時にあたつて、ひとり九州のみは、その勢が全土を風靡した。しかるに正平十四年、少貳頼尙が俄に反旗を翻し、降附の諸將もそれに随ふものが多く、賊勢六萬に及んだ。七月、親王は武光等を督し給ひ、賊と筑後川に對陣せられた。恐れ多くも親王は、御身に三創を被らせられるほど御奮戦になり、遂に賊軍を破り給うた。その後もつぶさに辛酸を嘗めさせられて、賊徒の討伐に任じ給うた。時には、八幡船の取締りに關する明の威嚇にも屈せられず、毅然としてその無禮を却けられ、國威の尊嚴を示し給うたこともあつたが、回天の御志も遂に空しく、弘和三年、僻陬の地に御生涯を了へさせられた。

宗良親王

後醍醐天皇の皇子。御幼少から佛門に入らせられて、御名を尊澄と稱せられ、後に天台座主となり給うた。天皇が北條氏討伐を御計畫あそばされた時、親王

は御兄尊雲法親王と共に種々御畫策になつたが、この事が早くも鎌倉に聞え、大舉攻め來つた賊徒と戦ひ、利あらずして笠置に走り給うた。やがてそこも陥つて、親王は讃岐の託間へお移りになつたが、北條氏の滅亡後、京師に還つて、再び天台座主になり給うた。尊氏が反旗を翻がへして京師に攻め上ると、親王は僧徒を勵まして防ぎ戦はれた。

延元二年、御還俗あつて御名を宗良親王と改め給ひ、遠江井伊谷にましまして、東國の官軍を御統率になつた。後村上天皇の御代、中務卿征東將軍になり給ひ、御身を挺して賊軍にあたらせられ、諸國を巡つて幾多の辛苦を嘗めさせ給うた。その間、三河の足助重治、信濃の香坂高宗、駿河の狩野貞長、遠江の井伊氏等心を傾けて親王を輔け奉つた。正平七年、新田一族を率ゐられ、尊氏を鎌倉に襲はうとして軍を武藏野に進められた。親王が君のため、の歌を詠み給うて、大いに官軍の士氣を鼓舞せられたのは、まさにこの時である。しかし遂に官軍利あらずして敗績し、その後親王は吉野へ參向されたが、再び遠江に下られ、井伊谷に於いて薨じ給うた。

親王は和歌をよくせられ、當代の和歌を撰し給うて新葉和歌集と名づけられ、

弘和元年、重訂して上り給うた。長慶天皇は、これを勅撰集に准じ給うた。

諸忠臣の事蹟

日野資朝

權大納言俊光の子。才學衆にすぐれ、後醍醐天皇の御信任を蒙つて樞機に參畫し、元亨元年、參議に任じられ、後に權中納言に進んだ。討幕の御事が企てられるや、資朝等が主としてこれに與り、修驗者を装うて東國に微行し、ひそかに兵士を募り、また美濃の土岐頼兼、多治見國長を招いて盛宴を催し、無禮講と稱してその間に討幕の密議を凝らした。正中元年、事洩れて日野俊基と共に捕らへられ、鎌倉へ送られた。翌年佐渡に流され、守護代本間山城の館に久しく幽囚の身となつてゐたが、元弘二年六月、遂にその地に於いて斬られた。明治十七年、從二位を追贈された。その子阿新丸、日野邦光は、はるばる父を尋ねて佐渡へ渡り、空しき父の遺骨を示されるに及んで、痛憤慟哭し、復仇の決意もけなげに、風雨にまぎれ、その館を襲つたが、山城はをらす、その子三郎を刺して京都へ歸つた。

日野俊基

日野氏の末流で、大學頭俊範の子。家は世々儒道によつて朝廷に仕へた。俊

基は、幼少から才學優雅を以て稱せられ、天皇が人材拔擢に御心を注ぎ給ふや、用ひられて藏人となり、元亨三年には藏人頭に補せられた。日野資朝と共に北條氏討滅を圖り、修驗者に装うて諸國を歴遊し、風土人情を視察して傍ら武士を募つたが、事露はれ、捕らへられて鎌倉へ送られた。翌年赦されて京都に還り、その後も盛んに討幕を圖つたが、再び事露はれ、元弘元年五月、鎌倉に檻致され、翌二年六月、葛原岡で殺された。明治十七年、從三位を追贈された。

北畠親房

村上源氏、具平親王の後裔で、北畠または中院を氏とした。權大納言師重の子で、北畠准后、中院入道一品とも稱せられた。後醍醐天皇は、親房を重く用ひられ、皇子世良親王の傅となし給うた。元徳二年、親王の薨去にあひ、親房は痛悼に堪へずして官を退き、薙髮して宗玄と稱した。建武中興の政が布かれると、再出仕して政務に參與し、從一位准大臣となり、同年冬、子の陸奥守顯家が、義良親王を奉じて奥州に下る時、共に下つてこれを輔け、後京師に歸り、伊勢に赴いて官軍を募つた。延元三年、子顯信が奥羽鎮定のため下向した時、親房は再びこれを輔けて海路任地に赴かうとした。たまたまその乗船が常陸に漂着したので、やむを得

ず阿波崎神宮寺の二城に據つて賊に當つたが、やがて二城も相次いで陥り、小田治久の小田城に據つた。翌四年秋、天皇は崩御あそばされ、義良親王御位に即き給うた。親房はこの年、中興の業破れたるを歎き、幼帝の御ために神皇正統記を著し、國體の本義を述べて神皇正統の理を明らかにした。興國二年の冬、治久が款を賊將高師冬に通じたため、親房は關城に、子の春日顯時は大寶城に移り、賊の重圍を受けて久しく孤城を固守したが、兵糧續かず、四年冬遂に兩城共に陥り、親房は吉野へ歸つた。その後は、後村上天皇のお側に侍して御輔佐申しあげ、吉野の柱石として重きをなし、正平九年、六十三歳を以て賀名生に薨じた。親房は資性忠厚、學問もまた洽博で、亂離の世にあつて文武兼備の良臣と稱せられ、神皇正統記の他にも、職原鈔、元々集、古今集註など、有職故實や歌道に關する編述をなした。明治四十一年、正一位を追贈された。

北畠顯家、南部氏一族

親房の長子。中興の業を行はせられるに當つて、天皇は、特に東國を重んじ給ひ、顯家を陸奥守に任じて、陸奥、出羽兩國の鎮撫に當らしめ給うた。顯家は、當時十六歳であつたが、この非常の大任を拜し、義良親王を奉じて、元弘三年十月、任地

へ下向し、多賀國府を根據として、兩國の鎮定に當ることになった。この時、親房も共に下つて顯家を輔け、また結城宗廣、伊達行朝、南部師行等の勤皇諸將も力を盡くして事に當つたので、翌建武元年には、ほぼ兩國は平定するに至つた。顯家はその功によつて従二位に叙せられ、また鎮守府將軍をも兼ねしめられた。尊氏が鎌倉によつて叛するや、顯家は親王を奉じ、精兵五萬を率ゐて直ちに西上し、これを追つて京畿に破り、九州に敗走せしめた。延元元年三月、再び奥羽へ發向し、途々賊軍を破り、夏の終りに漸く多賀國府に入つた。その間に天下の情勢急變し、官軍敗退の報は奥羽にも到り、賊軍に投ずる者が次第に増していつた。顯家は鎮守府を靈山の天險に移したが、折しも再度上洛の勅命を拜するに及び、將士を鼓舞し、賊の重圍を撃ち破つて、延元二年八月、再び親王を奉じて西上の途にいつた。宗廣、行朝、師行、葛西清貞等の諸將も、決死の覺悟で共に隨つた。かくて翌年正月には、新田義興等と鎌倉を陥れ、破竹の勢で東海道を攻め上つた。しかし、賊將高師泰の美濃、青野原の防備は固く、止むなく伊勢路から伊賀を経て奈良に入り、ここから京都を衝かうとしたが、賊兵が大舉襲ひ來つたので、更に轉じて河内に入つた。親王は宗廣を伴ひ吉野へ還り給うた。顯家は兵を收めて男

山に據り、再び京都を衝かうとしたが、五月、遂に和泉の石津に敗れて討死した。時に年二十一。天皇は深く顯家の軍功を嘉せられ、従一位、右大臣を贈り給うた。石津の激戦で、南部師行も壯烈な最期をとげた。その首途に臨み、子政長、孫信政に、「一族中一人なりとも生殘る者あらん間は、大君の御楯となれ。祖志を完うせんには、奢を慎み、克く家士を愛撫せよ。時の榮華は衰ふることあり、忠義の武名は末代に朽ちることなし。」と諄々と諭して、皇事に盡瘁すべきことを誓はしめた。師行から政長、信政、政光と相繼いで五世六十餘年、終始一貫、遺訓を守つて、東奥の一隅八戸の根城ねじやを死守し、孤忠を全うした。

北畠顯信

親房の子、顯家の弟で左近衛少將に任じ、春日少將と稱した。延元三年、顯家に隨つて青野原に賊と戦ひ、後に轉戦して男山に據つた。顯家の戦死後、従三位に叙せられ、陸奥介、鎮守府將軍を兼ねた。同年九月、東國の官軍を統べるため、義良親王の御船に扈從して伊勢を出航したが、途中颶風に遭つて四散し、顯信は親王を奉じて伊勢に吹き戻された。奥州に着いたのは、先發した葛西清貞の將兵だけであつた。延元四年、義良親王が御位におつきになると、天皇は、後醍醐天皇の

御遺勅を顯信に下して朝威の恢復を圖らしめ給うた。顯信は興國元年陸路その任に赴き、白河城に據つて南部・田村・伊達・葛西氏等を督し、頻りに賊軍と鎬を削つた。四年には宇津峯宮をお迎へ申しあげ、靈山城・宇津峯城を根城として諸方に轉戦し、一時官軍の勢も大いに振るつたが、遂に正平七年、宇津峯城が陥つたので、宮を奉じて吉野へ還つた。その後、右大臣に任じられたが、晩年の事は明らかでない。子の守親は大納言に任じられ、奥州の國司として皇事に盡瘁し、その子孫は奥羽に止り、波岡城に據つて波岡氏と稱した。

楠木正成・正季

敏達天皇四代の孫に當る橘諸兄の子孫で、父を正遠(或は正康)といひ、河内の國金剛山麓に住した。正成は幼名を多聞丸といひ、長じて兵衛尉となつた。元弘元年、後醍醐天皇が笠置の行在所に正成をお召しになり、北條氏討伐を命じ給うたところ、正成は謹んでこれをお請け申し、赤坂城を築いて勤皇の魁となつた。やがて賊軍が大舉して攻め寄せたので、正成は奇謀を以てこれを苦しめたが、衆寡敵せず一旦城を焼いて姿をかくした。翌元弘二年、再び兵を擧げて赤坂城を復し、三年正月には、天王寺に押し寄せて賊軍を打ち破り、北條氏を震駭せしめた。

また金剛山の要害に千早城を築き、賊の大軍を引付けて散々これを惱ました。その間に諸國の官軍大いに起り、賊軍は遂に潰散するに至つた。かくて正成は、六月兵庫に車駕を奉迎し、還幸に供奉して京都に入つた。その功によつて、河内・攝津兩國の守となり、記録所寄人・恩賞方を兼ねて、朝政に參與した。延元元年、尊氏叛して京都を犯すや、正成は諸將とこれを破つて西走せしめたが、同年五月、尊氏が九州から大舉東上するに及び、正成は勅命を奉じて、これを湊川に防いだ。その難に赴くにあたり、子正行を櫻井驛に訓し、忠勤を誓はしめて郷里へ歸した。湊川の戦は延元元年五月二十五日の事で、正成は手兵七百餘を率ゐて湊川の西に陣し、直義の大軍に當つたが、激戦苦闘を繰り返して部下も多く討死し、餘るは僅かに七十餘人となつた。正成もまた、十一箇所の傷を被り、弟正季と七生報國を誓ひつつ、壯烈な最期を遂げた。時に年四十三歳であつた。明治十三年、正一位を追贈された。

正季は、元弘元年、正成が勅を奉じて義兵を擧げて以來、終始兄に隨つて軍議に與り、到る所で奇功を奏した。尊氏の東上を兵庫に防ぎ、縦横に奮戦したが、戦遂に利あらず、兄と刺しちがへて討死した。大正三年、正三位を追贈された。

楠木正行・正時

正成の長子。延元元年、父が湊川で戦死した時、正行は年十一であつたが、遺誠を守り母の教訓に勵まされて、日夜朝敵追討を念とし、兒戯にも尊氏を斬る眞似をした。長するに及び、後村上天皇に仕へて吉野の行宮を護衛し奉り、またしばしば兵を紀伊河内に出して賊兵を破つた。殊に正平二年には、賊將細川山名の兵を大いに瓜生野に破つて、これを潰走せしめた。渡邊橋に於いて、川に溺れる多數の賊兵を救助したのは、この時の事である。かくて尊氏は、形勢挽回のため、高師直に六萬の兵を援けて、官軍に向はしめた。正行は弟正時等百四十餘人と死を誓ひ、行宮に參つて御暇を請ひ奉り、また後醍醐天皇の御陵を拜し、がへらじとかねておもへば梓弓なきかすにいる名をぞとどむる」と辭世の歌を如意輪堂に書き遺して決死の覺悟も勇ましく出陣した。かくて翌三年正月、師直の軍と河内四條畷に戦ひ、激闘三十餘合、師直に肉迫すること數度に及んだが、惜しくもこれを討ちもらし、手兵は多く死傷して、正行もまた身に數創を被つたので、弟正時と刺しちがへて斃れた。時に年二十三。明治三十年、從二位を追贈された。正成の次子正時も、幼少から兄正行に隨つて各地に戦ひ、四條畷の戦で討死し

た。大正三年、正四位を追贈された。

新田義貞

源義家の三子義國の子孫である。義國は故あつて、下野國に下り、後に上野國新田郡に住して義重、義康を生んだ。義重は新田太郎と稱したので、子孫は新田を氏となし、次子義康は、下野國足利郡に住して足利氏と稱した。義重は、頼朝舉兵の際、招かれて速かに應じなかつたため、幕府と疏遠になつたが、なほ足利氏と並んで、源氏の二大名家として世に重んじられてゐた。

義貞は義重八世の孫である。初め幕軍に加つて千早城の攻圍に隨つたが、ひそかに勤皇の志を抱き、護良親王の令旨を拜するに及び、歸國して元弘三年五月、遂に義兵を擧げ、僅かに十五日で、北條氏を鎌倉に攻め滅した。これがため、建武中興には厚く恩賞を賜はり、越後守兼上野播磨介に任じられ、また武者所の頭人を兼ねて、朝政に參與した。しかし、同族足利尊氏との軋轢いよいよ甚だしく、建武二年、尊氏が鎌倉に據つて叛した際も、義貞を除くを以て名とするほどであつた。義貞は勅を拜し、途々賊徒を破つて東海道を進んだが、竹下箱根の戦に敗れて京都に歸つた。翌延元元年、尊氏が京都に逼るや、諸將とこれを破つて西走せ

しめた。やがて賊軍が勢力を挽回して東上するに及んで、義貞は、正成と共に兵庫に防ぎ戦つたが、利あらずして京都に退き、車駕に随つて延暦寺に赴いた。同年冬、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて北國に赴き、越前金崎城に據つて賊將斯波高經の大兵を向かふにまはし、數箇月間よく城を支へた。二年の春に至つて城内の兵糧盡き、しかも敵兵日に加る有様なので、義貞は弟義助とひそかに城を脱し、柚山城に入つて救援の途を講じたが、その間に城は陥つた。義貞は柚山にあること半歳、故舊を糾合して頽勢を挽回し、翌三年には高經を越後の國府に破り、兵勢また大いに振るつた。同年閏七月、高經を黒丸城に攻めるに當り、途上藤島に於いて高經の兵に會し、奮戦中流矢にあたり、免るべからざるを知るや、みづから刎ねて斃れた。時に年三十八。明治九年に正三位、同十五年には更に正一位を追贈された。

新田義顯

義貞の長子、幼名を小太郎と稱した。幼少から父に随ひ、各地に軍功を著し、父の功によつて越後の守護となつた。延元元年、義貞が北國鎮定に向かつた際、兵二千を率ゐ、叔父脇屋義助と共に越後に赴かうとしたが、柚山城に入るのを阻ま

れ、金崎城に入つた。恒良親王、尊良親王を奉じて籠城數箇月、賊兵の重圍をうけて、城中の兵糧も盡き、城はまさに落ちようとした。義顯は、皇太子の御脱出をお圖り申しあげたのち、尊良親王と共に自盡した。城兵八百ことごとくこれに殉じた。時に延元二年三月であつた。明治四十二年、從三位を追贈された。

新田義興

義貞の第二子、幼少の時から上野に住した。延元二年、北畠顯家に屬して鎌倉攻めに戦功を立て、顯家に随つて西上した。顯家の戦死後は顯信に随ひ、各處に功を立てたので、後醍醐天皇は、これを嘉し給ひ、御前に於いて加冠せしめられ、義興の名を賜はつた。三年、義良親王に扈從して海路東國へ赴く途中、暴風に遭ひ、皇子の御船を見失つて武藏石濱に、漂着し、爾來弟義宗、從弟脇屋義治等と兵を興して八州に號令し、大いに兵威を振るつた。かくて正平七年には、宗良親王を奉じて上野・武藏を略し、ついで鎌倉を陥れ、暫くその地に留つたが、尊氏と武藏野に戦つて敗れ、越後に退いた。既にして、武藏・上野の豪族の招きによつて再び東國に還り、兵を募つて日夜鎌倉を窺つた。時に足利基氏は、官軍の勢が日々旺んくなるのを憂へ、百方苦計を設けて義興を除かうと圖つた。かくて正平十三年、義

興は鎌倉を襲はうとして、武運つたなく六郷川矢口渡に斃れた。明治四十二年、從三位を追贈された。

菊池武時

肥後の人、通稱二郎、剃髪して寂阿と號した。その先祖は藤原隆家で、祖父武房は、元寇の役に勳功を立てた。父隆盛、兄時隆の早世により、武房の嗣となり、忠勇絶倫にして、夙に勤皇の志が厚かつた。元弘三年、後醍醐天皇が船上山に行幸せられた時、武時は少貳大友と勤皇の擧兵を圖つて、ひそかに行在に奏した。天皇は深く嘉賞せられ、錦幟を賜うてこれを勵し給うた。武時は感激して、一族徒黨を糾合し、兵を進めて鎮西探題北條英時を博多に襲撃し、まさに英時を誅しようとしたが、少貳大友の族がなほ幕府の威を懼れて賊に内應したため、事成らずして惜しくも斃れた。時に元弘三年三月で、中興の業の成る直前であつた。天皇はその死を惜しみ給ひ、楠木正成も、武時の如きは勅に應じて命を致す者、宜しく功臣第一となすべし」とその忠節を推賞した。明治十六年、從三位を贈られ、三十五年には、更に從一位を追贈された。

菊池武敏

武時の子にして武重の弟、掃部助と稱した。建武二年、尊氏叛し、武重が上洛するや、武敏は肥後菊池城に據り、日向三俣城主肝付兼重、大隅國高山城主兼藤の第二子と呼應して、賊徒の討伐に當つた。尊氏が京師に敗れて西走し、少貳貞經がこれを九州に迎へようとするのを、武敏は早くも知り、阿蘇惟直と兵を進め、賊の本據太宰府を攻めてその備へを焚き、更に貞經を有智山城に圍んでこれを討ち取つた。餘勢を驅つて尊氏直義兄弟と多多良濱に戦つたが、惜しくも敗れ、再起を圖つて本國に退いた。尊氏の九州退去の後、また兵を集めて賊と戦ひ、威を九州に振るつた。大正四年、從三位を追贈された。

菊池武光

武時の子、豊田十郎と稱した。兄武士が早く遁世し、長兄武重の跡をついで肥後守に任じられた。父兄の訓を守つて勤皇に盡瘁し、征西大將軍懷良親王を肥後に迎へ奉り、連年少貳大友、一色島山の賊將と戦つて、その勢威大いに振るつた。ために少貳大友等の諸豪族も一時は從屬したが、正平十四年、少貳頼尙が太宰府によつて再び反旗を翻したので、武光は、親王を奉じ八千餘騎を率ゐて、これと筑後川に對陣した。この時、武光は先に古浦城の戦に頼尙を救うて得た、今より後

子孫七代に至る迄、菊池の人々に向かつて弓を引矢を放す事有るべからずと血書した起請を文旗竿に掲げて、賊の氣勢を挫き、川を抄つて山隈原やまぐまはらに賊を追ひ、終始軍の先頭に立つて將士を督し、冑が破れ馬が傷くと、敵將を斬つてその馬や冑を奪ひ、勇戦力闘、遂に頼尙を敗走せしめた。この激戦に、賊の首級を得ること三千七百餘、原を流れる川は勇士の血刀で紅に染まつたといはれるほどであつた。以來勇名九州に轟き、官軍の勢は大いに振るつた。その後も常に親王に近侍し、終世皇事に盡くして、文中二年病歿した。明治三十五年、從三位を追贈された。武光の子武政、孫武朝も、傳家の勤皇精神を體して、九州官軍の柱石となつた。

名和長年

通稱又太郎、初め長高と稱した。伯耆國名和郷の地頭、人となり豪健にして射をよくし、家も富強で國人の畏服するところであつた。元弘三年二月、天皇が隱岐から伯耆に着き給ふや、長年は衆を率ゐて船上山に奉迎し、勤皇の大義を唱へて、しきりに賊軍を破り、ために近國の將士、威望をしたつて來集するもの數萬に及んだ。天皇はこれを深く嘉せられ、長年と名を賜ひ、從四位下に敘し、左衛門尉兼伯耆守に任じられ、更に宸筆の帆舟の旗幟を賜はつた。次いで車駕に扈從し

て京師を復し、ここに中興の業が成つたが、天皇は厚く長年の功績を賞し給うて、因幡を加賜し、兼ねて記録所寄人とし、朝政に參與せしめられた。延元元年、尊氏が大舉東上するのを、長年は一族徒黨を擧げて京阪に邀へ戦つたが、利あらずして敗れ、六月晦、内野に於いて自盡した。明治十六年、從三位を追贈された。

結城宗廣

藤原秀郷の後裔、父を祐廣といひ、陸奥白河に居城を構へてゐたので、白河結城と稱した。宗廣は薙髮して道忠と號した。元弘三年、護良親王の令旨を拜して義兵を擧げ、新田義貞に應じて北條氏を攻め滅した。北畠顯家が義良親王を奉じて奥羽を鎮撫するにあたり、宗廣は奥羽總奉行として陸奥に下つた。建武二年、尊氏が鎌倉に叛するや、親王を奉じ顯家を輔け、奥州の精兵を率ゐて西上し、賊軍を九州に敗走せしめた。天皇はその軍功を嘉賞あらせられ、宗廣を召して公家の寶なりと仰せられて、名刀を下賜あせられた。尊氏が九州から大舉東上するに及び、正成長年、顯家、義貞等の忠臣が相次いで討死し、官軍の勢は全く振るはぬ有様となつた。この時宗廣は、老軀を提げて捲土重來を策し、延元三年九月、北畠親房、顯信と共に、義良親王を奉じて海路奥州に向はうとしたが、颶風に遭つ

て伊勢安濃津に漂着した。なほも屈せず再度の航海を圖つたが、遂に病にかかり、我子にして吾を弔せんと欲せば、供佛施僧の作善も稱名讀經の追善もなすこと勿れ、速かに朝敵尊氏の首を斬つて、之を我が墓前に懸けよ」と遺言し、壯烈な最期を遂げた。時に年七十三。明治十六年、正四位を贈られ、更に明治三十八年には正三位を、大正七年には正二位を追贈された。

櫻山茲俊

備後の人、四郎と稱した。茲俊は削髮後の號である。夙に楠木正成と交りがあつたといはれてゐる。元弘元年、車駕笠置に行幸の御事を聞き、備後一宮に據つて義兵を擧げ、遙かに正成に應じた。時に元弘元年九月で、正成と共に勤皇の魁をなしたのである。集る者約八百、ほぼ國中を従へてその勢威日に加り、まさに京畿に赴かうとしたが、笠置は陥り、正成もまた敗れたとの悲報に接し、士氣沮喪して、兵は皆退散してしまつた。茲俊は、もはや事の成らざるを知つて、吉備津宮に詣で、祠を焼いて自盡した。従ふ者二十三人。初め茲俊は深くこの社を敬ひ、新宮の造營を念願とし、功を立て恩賞を以てその資にあてようとしたが、今やこれを成しとげることもかなはず、朝廷の御造營を冀つて、その祠を焼いたので

ある。茲俊の義舉の地は、蘆品郡綱引村にあり、後世祠を建てて櫻山神社と稱し、縣社に列せられた。明治三十六年、正四位を追贈された。

村上義光

信濃の人、彦四郎と稱した。左馬權頭となり、元弘の變には、子義隆と共に、護良親王に扈從して熊野を往復し、やがて吉野に赴いた。元弘三年二月、賊の大軍が攻め來り、吉野の砦も將に落ちようとした。時に義光は、親王の御身代りとなり、二の木戸の高櫓に登つて、天照大神の御子孫、神武天皇より九十六代の帝後醍醐天皇第三皇子、一品兵部卿親王護良逆臣のため、に滅され、恨を泉下に報せんがために、唯今自害する有様見置きて、汝等が武運忽ちに盡きて、腹を切らんする時の手本にせよ」と大音あげて呼ばはり、壯烈な最期を遂げた。明治四十一年、從三位を追贈された。

土居通増

二郎と稱し、河野の一族で、伊豫の南土居を居城としてゐた。天皇が船上山に行幸し給うた時、遙かに得能通綱と義兵を擧げ、長門探題北條時直と戦つてこれを破り、四國の賊を平定した。元弘三年、車駕を兵庫に迎へ奉り、扈從して京師に

入った。時に北條氏の殘黨が伊豫に叛亂を起したので、歸國してこれを討ち、しはしは賊兵と京阪に戦ひ、湊川の戦には、脇屋義助に屬して力戦したが、利あらずして京師に歸り、車駕に隨つて延暦寺に至つた。新田義貞が皇太子を奉じて北國に赴く時、通増も隨つて金崎城に據つた。城の陥る日、部下を率ゐて奮戦したが、力盡きて自盡した。従ふ者三十二人。明治十七年、正四位を追贈された。

得能通綱

通言みよとぎとも稱し、土居氏と同じく河野の一族で、伊豫に居住した。元弘三年、土居通増と相應じて義兵を擧げ、行を共にして賊軍に當つた。延元元年、新田義貞に隨つて北國に赴かうとし、三百騎を以て殿軍となつたが、鹽津に到つた時、大雪に遭ひ、前軍と相失つたところを賊兵の攻撃を受けた。通綱等の士馬は凍飢甚だしく、もはや戦ふこともできず、血刀を抜き、地に植ゑてその上に伏し、壯烈な最期を遂げた。通綱は驍勇無雙、勤皇に終始し、人皆その死を惜しんだ。明治十七年、正四位を追贈された。

第七 八重の潮路

要旨

本章は、後龜山天皇の京都還幸から正親町天皇の御初世に至る、百數十年間の事歴を取扱ひ、内外情勢の變轉を記して、皇室の御仁慈を景仰せしめるとともに、士民の海外雄飛を特筆して、國民精神の高揚に資し、皇國日本、海國日本の本領を會得せしめようとするものである。時あたかも世界情勢の轉換期に當り、歐人の東亞侵略が開始され、わが國もまたその飛沫をあびようとした。すでに東亞の海には八幡船の活躍があつたが、それは國內分裂の破片に過ぎず、その意氣は壯とすべきも、東亞をまもる餘力を缺いてゐた。かくて、後奈良天皇の天文十二年、ポルトガル船の種子島來着となつたのである。しかし、この頃すでにわが國は、御恵みの光に照らされて亂離から統一へ向かつてゐた。

最初に亂れた關東が、北條氏によつて統一され、海内平定の曙光が兆したのは、この天文年間のことである。かくて歐人の來航は、わが國を危殆に陥れるどころか、むしろ國內統一を促進する刺戟劑となつた。わが國民が、かれらの傳へた鐵砲を利用して、戰の終焉を速かならしめたことにも、その間の消息がうかがはれよう。そこに、日本人の臨機應變の叡智が見られる。更に遡れば、亞歐の境にトルコが興つて、歐人の東漸を阻んだのは、わが應仁の大亂勃發の少し前のことであつた。その後、天文十二年に至るまでには、約八十年の経過があり、わが國は、その間に戰國亂離の危局を乗り越えてゐたのである。

足利義政が、戰をよそにもとより八幡船の活躍などには目もくれず、強ひて閑々自適してゐたのは、あたかも歐人が新航路の開拓に狂奔してゐた頃のことである。あへて義政の怠慢を容認するわけではなく、また徒らに安易の消極面に甘んじるのではないが、世界情勢に於ける彼我の齒車は、かくも都合よく回轉してゐるのである。しかも、黄金の國

を目ざす歐人の模索が諸在に停頓して、わづかに邦土に到着した時、すでに日本は甲冑に身を固め、その武を外患防止に用ひることのできる態勢へ移りつつあつた。これを單なる偶然、いはれなき僥倖と見るわけには行かない。そこには、神國日本のおのづからなる面目が存する。かくて八幡船の活躍も、前進哨戒の意味をもち、その凋落は、いはゆる後退展開の使命を果したものと見られもするのである。

本章は、以上の趣旨に則とり、教材の選擇排列を行ひ、神國の由緒を明らかにして、尊皇敬神の精神を鼓吹し、第一章神國と首尾呼應せしめて、初等科國史上の終幕としたのである。題目を「八重の潮路」としたのは、潮路はるかに乗り出した八幡船の雄飛を通して、海國日本の精神を示さうとしたためであるが、また内外の高波を乗り越える皇國進展の雄姿を象徴する意圖も含まれてゐる。要するに、わが國民の世界に對する視野が開けて、消極的ではあるが、皇國と東亞及び世界の主題が、始めて國史で奏でられるのであるから、これを「八重の潮路」によつて具象せ

しめたのである。

かくて本章の構成は、これを分つて三節とし、第一節「戦をよそに」を序説たらしめ、第二節「八幡船と南蠻船」に重點を置いて、これを章の中核とし、第三節「國民のめざめ」を以て章を結ぶとともに、初等科國史前半の教程に對する結語たらしめたのである。内容的には、まづ國內情勢の變遷推移を、ほぼ應仁の亂を境として前後二部に分ち、それぞれ第一節と第三節とに配當し、これに海外發展の壯舉を盛つた第二節を挟んで、動搖から分裂へ、分裂から統一への階梯及び内外情勢の對照を鮮明ならしめてある。

一 戦をよそに

教材の趣旨

本節は、後龜山天皇の京都還幸から後土御門天皇の御代に至る、約百

年間の國內情勢を取扱ひ、室町幕府の性格とその内治外交上の失態とを糺し、以て都鄙騷亂の因由を明らかならしめようとするものである。

題目を「戦をよそに」としたのは、亂れゆく世を鎮めることのできない、室町幕府の無爲無能、將軍の怠慢を指彈するためである。しかも本文では、金閣と銀閣とによつて、これが象徴されてゐる。即ち、金閣にちなんで義滿の奢逸を表し、銀閣に附して義政の怠慢を語るとともに、これを以て本節で取扱ふ時期の上限と下限とを區切つたのである。また、そこには、金閣から銀閣へと、足利氏の勢威の凋落を示さうとの意圖も含まれてゐる。従つて、金閣銀閣を特筆することによつて、室町幕府の失政を庇護しようなどとは、毛頭考へてはゐないのである。

さきにも述べたやうに、本節の使命は、章全體に對する序説の役割をつとめさせることにある。もとより、室町前期の世局について、その骨子を把ませることは必要であるが、概觀に過ぎて理會が抽象的になり、穿鑿に失して知識が斷片的になるやうな處置は好ましくない。例を

室町幕府に採つても、これを前の鎌倉幕府及び後の江戸幕府と典型的に取扱つて、抽象的な幕府概念を與へてはならず、さりとして、職制の詳解に墮して羅列的知識の注入に終つてはならない。將軍の出處進退、幕府の施政が國運の進展に何をもたらしたかを、翼賛・協賛の觀點から、事歴に即して具體的に理會せしめることが肝要である。教材の表現に當つては、かかる取扱の圓滑を期して、敘述に十分な考慮が拂はれてゐるのである。

敘述は、題目から豫想されるやうに、義滿を中心とする前段（第一段から第五段まで）と、義政を中心とする後段（第六段から第十段まで）との二部分に分たれる。まづ前段に於いては、義滿謹慎のくだりを序として、その勢威増長の過程を述べ、幕府組織の脆弱性を明らかにして、騷亂の前兆を卜し、最後に對明通交の失態が強く指摘してある。かくて、義持の自肅を挾んで後段に入ると、義教から義政に至る幕政弛緩の情況を記して、應仁の亂勃發の經緯を明らかにするとともに、亂後に於ける義

政の逸樂と幕威の凋落とを指摘して、地方の争亂に言及し、戰國期の緒を開いて第三節への繋ぎたらしめてある。挿畫戰をよそに「の一圖に諷した義政の怠慢が後段の焦點をなすこと、いふまでもない。また金閣・銀閣をよすがとする回顧のくだりに、幕政の批判と文化の擁護、この二つの意圖が含まれてゐること、鳳凰堂の場合と同様である。

取扱の要點

指導上の留意事項

- 一、「教材の趣旨」で述べたやうに、後龜山天皇の京都還幸は、御四代五十七年間の御素志を貫徹あらせられての御儀である。よつて、教科書には、めでたく京都に還幸あらせられ、と記し奉つたのであるから、その趣旨を體して、指導に當らなければならぬ。
- 二、義滿が征夷大將軍に任じられ、やがて太政大臣に進んだことが物語るやうに、室町幕府の性格には、文武折衷の色彩が濃厚で、それが金閣の構造にまで現れ

てゐる。指導者は、この點を心得てゐる必要がある。

三、室町幕府が武家の統制に於いて微力であつたこと、即ち幕府の脆弱性に關しては、教科書の敘述に留意し、兒童の理會力に應じて、平易に指導しなければならぬ。

四、義滿の對明通交については、あくまでこれを糺明すべきであり、そのためには、多少の補説が必要となるであらう。その際、彼が國民の海外進出を抑壓したことを説くのであるが、それには、既習の「神風」の節及び本章の第二節「八幡船と南蠻船」との前後の連絡調節を工夫しなければならぬ。

五、幕府政治の變遷のくだりに於いては、足利氏は、源氏にならつて幕府を開きながら、その生活は、まつたく平家をまねたやうにはなやかでした。」との一文に注目する必要がある。なほ、足利氏一族の内訌は、將軍と部將の相剋を取扱ふ場合、本文の理會を具體的ならしめるための補説は、もとより差支ないが、それが永享の亂、嘉吉の亂等を解説すること自体を目的とするやうな、穿鑿に陥つてはならない。應仁の亂の取扱もまた、同様の處置が必要である。

六、銀閣について解説する際、教材の趣旨で指摘したやうに、金閣と銀閣との比較

對照によつて、足利氏の衰運、幕府の弱體化を感得せしめることは、兒童に對して適切な方法と見られる。

七、しかも金閣、銀閣ともに、優秀な建築として、これに對する保存愛護の念を培養すべきであり、その取扱は、教科書の敘述に即して、さきの鳳凰堂の場合と同様に處理すればよい。

挿畫

「金閣」は、もとより、義滿の山莊たる鹿苑寺の一部分を示したものであるが、その庭園もまた有名なので、本文の「その庭に面して建てた三層の樓閣」さながらの構圖を採つたわけである。

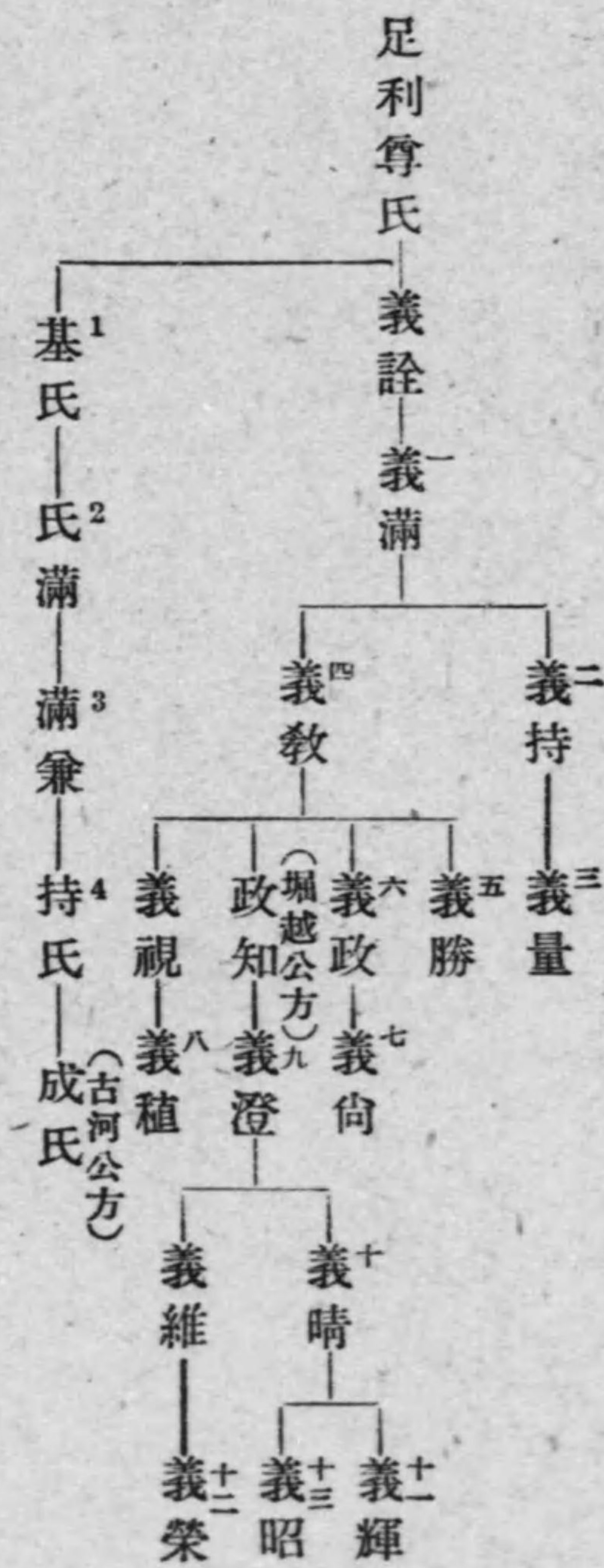
「戦をよそ」は、銀閣と戦亂とを配合して、義政の生活と時代の動向とを一體的に表したものである。随つて戦亂は應仁の亂と見てもよく、地方の争亂と解しても差支ない。要するに、二つの景物を意味的に關聯せしめて配合したのであり、兩者を同時的存在と考へてはならない。

連絡

藝能科圖書鑑賞指導用掛圖初等科第六學年用金閣と連絡がある。

参考資料

將軍と關東管領



懷良親王の御返書

洪武十四年長慶天皇復來貢 帝明太祖再却之命禮官移書責其王并責其征夷將軍示以欲征之意。良懷親王上言：臣聞天朝有興戰之策。小邦亦有禦敵之圖。論文有孔孟道德之文章。論武有孫吳韜略之兵法。又聞陛下選股肱之將起精銳之師來侵。

臣境水澤之地、山海之洲、自有其備、豈肯跪途而奉之乎。順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、臣何懼哉。倘君勝、臣負且滿、上國之意、設臣勝、君負反作、小邦之差、自古講和為上、罷戰為強。免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛。特遣使臣敬叩丹陛、惟上國圖之。

(明史卷三百二十二列傳日本)

親王の御返書に臣と稱したのは明史編纂の際、屬國からの上表の如く、體裁を改めたためである。明の太祖はこれを見て大いに憤つたが、蒙古の前轍に鑑みて來り攻めなかつた。

後花園天皇の御諷刺

同年(寛正二年)ノ春ノ比ヨリ天下大キニ飢饉シ、又疾疫悉クハヤリ、世上三分ノ二餓死ニ及、骸骨衢ニ滿テ道行人アハレヲモヨヲサズト云コトナシ。然ドモ時ノ將軍義政公ハ去ル長祿三年二月花ノ御所ヲ作り、是ヲ御テウアイ有、山水草木ニ日々人民ヲツイヤシ、水石ヲ立ナラベ、國ノ飢饉ヲアハレミ玉フ事ナク、アマツサヘ新殿ヲツクリ立ラル。其比帝王(後花園)是ヲ聞召テ、將軍へ一首ノ御製ヲ給。

殘民爭採首陽薇 處々閉序鎖竹扉 詩興吟酸春二月 滿城紅綠爲誰肥

將軍家はヲ拜見有テ大ニ耻サセ給、新殿造營ヲ留玉ケリ。

(新撰長祿寛正記)

金閣と銀閣

金閣は、京都市上京區金閣寺町鹿苑寺内にある。應永四年、足利義滿は、もと西園寺公經の北山山莊の地に、上下の疲弊の際にもかかはらず、諸大名に課して別業を營んだ。殊に鏡湖池と呼ぶ池に臨む三層の樓閣は、建物全體に漆を塗り、更に金箔を押さうとしたところから、金閣と稱せられた。金装は究竟頂と名づける上層のみにとどめたが、なほ光輝燦爛として眼を驚かした。建物の様式も、上層は禪宗風即ち唐様、初層・中層は寢殿造の手法を用ひ、佛殿と住宅との結合・調和を圖つた住宅建築の新様式を示すものであり、林泉と相映じて壯麗幽邃の趣を極め、室町期建築の一異彩である。この大工事にあたつては、臥雲日件録(文安五年八月十九日)に「經營未畢時、令考其費、則三十八萬貫也、然則至于千畢功、則殆百萬貫乎」と嘆せしめたほどの巨費を投じたのであるが、義滿の歿後次第にさびれた。遺命によつて寺となし、鹿苑寺(俗に金閣寺)と稱した。今は金閣とその庭園のみが遺存してゐる。

銀閣は、京都市左京區北白川銀閣寺町慈照寺内にある。足利義政は、東山の佳境を好み、應仁亂後の疲弊にもかかはらずここに山莊を營み、諸大名よりの贈進を得て、文明十五年に落成した。邸内の重層の閣を銀閣と稱し、金閣に倣つて銀箔を塗

飾しようとしたが、内外に漆を塗つたのみで、義政の死歿に遭ひ、工事を中止した。その様式は上層は唐様、下層は書院造で、規模構造に於いて金閣に劣る點もあるが、なほ東山時代の代表的建築である。また義政の持佛堂たる東求堂中の同仁齋と稱する四疊半の茶室は、わが國茶室建築の起原といはれてゐる。この山莊は義政の遺命によつて寺となし、慈照寺(俗に銀閣寺)と稱した。これらの建築は庭園と共に現存して、當代の文化を偲ばしめる。

應仁の亂後の都下の荒廢

不計萬歲期セシ花ノ都、今何ソゾ狐狼ノ伏土トナラントハ。適殘ル東寺北野サ
へ灰土トナルヲ。古ニモ治亂興亡ノナラヒアリトイヘドモ、應仁ノ一變ハ佛法王
法トモニ破滅シ諸宗皆悉ク絶ハテヌルヲ不堪感歎、飯尾彦六左衛門尉一首ノ歌ヲ
詠ジケル。

汝ヤシル都ハ野邊ノ夕雲雀アガルヲ見テモ落ルナミダハ (應仁記卷三)

二 八幡船と南蠻船

教材の趣旨

國內は皇國の道義宣布の戦が繰りひろげられ、しかもその道義が一時地に墮ちて、戰國亂離の劫火が燃えひろがらうとする頃ほひ、東亞の海には、海國日本の面目を示す八幡船の活躍が見られ、國民の海外發展心は漸次旺盛の度を加へて、南方雄飛の緒をさへ開く有様であつた。折しも、東亞の富源を狙ふ歐人の東洋來航があり、八幡船の進出と南蠻船の蠢動とが交錯して、わが戰國期内外の波瀾を高めた。本節は、時期を伏見天皇の御代から後奈良天皇の天文年間に至る二百數十年間にとつて、上記の趨勢を明らかにし、特にわが國民の海外雄飛の事歴を顯彰して、歴史の現實感を豊かならしめるとともに、これを初等科國史下の巻で取扱ふ海外發展の教材に對する前驅たらしめようとするものである。

題目を「八幡船と南蠻船」としたのは、いふまでもなく、八幡船にちなんで邦人の海外雄飛を語り、南蠻船に寄せて歐人の東侵を表し、兩者を結んで東亞の趨勢を考へさせようとしたのである。随つて、その主體が八幡船にあること、もとよりであり、南蠻船は、これに對して副次の地位をもつに過ぎない。しかも、歐人の東侵によつて、東亞が守勢の地位に立つたことは、嚴然たる事實であるから、客觀的情勢に對する反省もまた必要であるとの見地に基つき、特に南蠻船を題目の中に掲げたのである。

八幡船を以て當時に於ける邦人の海外發展を總括したのは、もとより重點主義に基づく處置に外ならない。しかも、この史的名詞の使用に當つては、慣用の定義を越えて、全く新たな立場を採つた。即ち、これが支那人の命名に始ることや、またわが國に於ても「ばはん」の語が江戸期を通じて掠奪の意に用ひられたことなどの經緯を捨てて、元寇の

撃攘後、室町の末期に至るわが海外渡航の私的貿易船一切を「八幡船」の稱呼で律したのである。典據を支那の史籍とその亞流に求めるならば、八幡船は、半島大陸の沿岸を侵犯せる海賊船と化するであらう。また、わが渡航船の一部に、これに類するものがなかつたとはいへない。しかも、われわれは、一面を以て全體を判じることなく、島國的偏見を去つて八幡船に新しい意味内容を附與し、大東亞建設の見地から、これを更生せしめなければならぬ。敘述に當つて、一應八幡船・倭寇の語の出處を示すとともに、これが活躍の真相を明らかにして、永年の冤罪をそそいだゆゑである。

しかも、大東亞建設の現實に鑑みれば、八幡船の武力行爲に對する取扱には、あくまで慎重を期すべきものがあり、單なる日支兩國國民の軋轢の面からこれを考察することに止つてはならない。これ敘述に於いて、わが國民の大陸進出が、元寇に對する反撥として開始されながらも、終始通商貿易を目ざして、堂々と進められて行つたことを記したゆゑ

んである。かかる意圖は、視野を狭く日支の關係に限ることなく、眼を廣く東亞に放つて、邦人の南方發展に關する記述となつて展開される。しかも、この際、南方進出の中核となつたものは、琉球島民の活躍であるが、もとよりこれは、皇國民たるかれらが國運の進展に寄與した功績として、顯彰したのである。即ち、歴史のもつ現實的意義を重視したのであつて、大陸進出も南方發展も、ともに、回顧的であるよりは、むしろ展望的に取扱はれ、敘述の中には、大陸及び南方渡航に關する心得がきの類までちりばめてあるのである。

敘述は、「日本は、もともと海の國であります。」との一句に始めて、邦人の海外雄飛を述べる前段（第七段まで）と、歐人の東亞侵出を傳へる後段（第八段から）との二部分に分ち、これを八幡船と南蠻船との對照の一句で結んである。南方發展を扱つたくだりは、短章ながらも節の中軸に位し、前後の兩段を繋ぐ楔をなすものと見てよい。前後兩段ともに、その取扱ふ時期が、さきにも記したやうに、二百數十年の長期に亘つてゐ

るのであるが、その重心は、もとより、いはゆる室町戦國期に存する。これ前段に於いては、義満の八幡船取締りのくだりに小段落を置き、後段に於いては、トルコの興起による東西交通杜絶の時期を、應仁の亂との關係に於いて明らかにしたゆゑである。また、取扱ふ地域も、ほとんど大東亞の全域に及んでゐるのであるが、廣範圍に亘る時空の錯綜によつて、兒童を混亂に陥れないやう、日本を中心とする標識を與へて、考察處理のよすががたらしめてある。最後に一言すべきは、天文年間に於ける歐人の來朝についてである。このくだりは、國史の展開に、始めて歐人の現れる場面であるから、教材の選擇及びその表現には、わが國の自主性をそこなはないやう、十分な考慮が施してあるのである。

取扱の要點

指導上の留意事項

一、冒頭の一句「日本は、もともと海の國であります。」は、「大日本は神國なり」との命題とともに、わが國本來の面目を端的に表したものであり、本節の向かふところを示した鮮かな標識である。兒童の心に、これを深く刻みつけることが肝要であるが、その場合、第一「神國」に於ける「島々は、黒潮たぎる大海原に、浮城のやうに並んであました。」の一句を想起せしめることを忘れてはならない。また、初等科修身二「日本は海の國」、初等科國語五「大八洲」との連絡を考慮すべきこともとよりである。

二、「教材の趣旨」で述べたやうに、本節に至つて、歴史の舞臺に、南洋が加り、さらに漠然たる姿を見せたヨーロッパも、ポルトガル・イスパニヤとして特殊化され、ここに東亞及び世界がいよいよ具體的なものとなつて来る。指導に當つては、かかる歴史の視野の擴大に即應し、且歴史の現實的意義に鑑みて、皇國の主體性と國歩進展の位相とを明らかにせしめなければならぬ。それには、遙かに眞如親王の御事績をしのび奉らしめるとともに、既習の「神風」及び第九「江戸と長崎」の第二節たる「日本人町」との連絡を工夫して、指導の効果を適切ならしめることが必要である。

- 三、右の趣旨に鑑み、八幡船の活躍は、あくまで自主的に、且現實感豊かに、取扱はれなければならぬ。しかも、八幡船の稱を以て含ませた海外渡航は、かなり廣範圍に亘つてゐるので、指導の際には、教材の趣旨に即して、取扱の的確を期すべきである。なほ、八幡船の活躍を明らかにするには、その沿革特に盛衰の経緯を、國內情勢との關聯に於いて、略説する必要がある。また、八幡船の人々が「地理や氣象をくはしく調べ、衛生を重んじて、特に飲み水には心を配つた旨を記したのは、歴史指導の實踐的意圖に基づくものであるから、その意圖を生かすやう取扱つてほしい。
- 四、對明外交に於ける、懷良親王の毅然たる御態度については、義滿の軟弱外交と對照して、顯彰敬慕し奉らしめなければならぬ。
- 五、八幡船の南方進出を取扱ふには、特に南方との親和の情を喚起するやう留意するとともに、その平和的進出が、ヨーロッパ人の南洋來航に先んじるものであつたことを明らかにすることを忘れてはならない。
- 六、ヨーロッパ人の東洋來航については、まづ來航の目的を糺し、更にわが年代を基準として、來航の經過とその足跡とを明らかにする必要がある。

七、天文年間に始る日歐關係の初期様相を取扱ふには、さきにも觸れた通り、わが國の自主性をそこなはないやう、留意すること。なほこの際、天文年間の國內情勢を一瞥する要があり、それには、次の節「國民のめざめ」との連絡を圖ることが適當である。

挿畫

「潮路はるかに」は、八幡船の南方進出の一風景である。士民の打振る軍扇によつて、南方に對する親和の情が表してある。椰子の樹にそれと知る南洋の島は、別にごとと定めたあてはない。

「南蠻人」は、この頃渡來したポルトガル人の風俗を表したものである。

連絡

本節の取扱には、東亞及び世界の諸地域に對する知識が多少必要であるが、それには、「神風」に掲げた地圖「元の勢」及び本節の「海外進出」を使用するとともに、國民科の他科目で既に習得した地理的知識を活用する必要がある。

参考資料

マルコポーロの東方見聞録

ジバングは、大陸から千五百哩の東方洋上にある一大島である。住民は白色にして教養高く、且儀禮醇厚である。かれらは偶像崇拜者にして、いかなる國にも從屬してゐない。その無限に産する巨額の黄金に就いていへば、國王はその輸出を欲せず、更に加へて大陸から遠隔な地であるため、訪ねる商人もまた稀であるから、彼等の黄金はますます豊富になつて來たのである。予は、その君主の宮殿に就いて、驚嘆すべき事實を語らうと思ふ。壯大なる宮殿は、あたかもわれらの教會堂が鉛を以て掩はれてゐるやうに、全部目もまばゆい黄金を以て掩はれたためにその價値を評價することは、ほとんど不可能に近いのである。なほ宮殿一切の敷石及び床板は、版石のやうに黄金を以て敷きつめられ、且二指の厚さをもつてゐる。窓もまた金を以て作られてゐる。この宮殿の豪華なことは、全く筆舌に盡くし難きものがある。またかれらはおびただしい眞珠を有してゐる。その眞珠たるや、薔薇色、且大粒にして、しかも歪みなき球體をなしてゐる。その價値も、白眞珠に比して

まさるとも劣らない。この島では、死人のあるものは埋葬せられ、他は火葬に付せられる。死體を火葬にする際、口に一個の眞珠を含ましめる風習がある。なほ眞珠以外にも豊富に寶石を有してゐる。(抄譯)

マルコポーロ

ベニスベニスの商人の家に生まれた。叔父が忽必烈の都喀喇和林カハラに滞在した關係から、彼も父に伴なはれてローマを發し、一九三五年(建治元年)喀喇和林に入つた。ポーロは元朝に仕へること十七年、その間日本の事を耳にし、弘安四年、元軍が日本のために殲滅されたことも熟知してゐた。元の王女がベルシャ王に嫁すのを送つて厦門を發し、一九五五年(永仁三年)無事にベニスに歸つた。時あたかもベニスはゼノアの艦隊のために襲撃され、ポーロもまた部將として戦ひ、敗れて俘虜の身となつた。東方見聞録は、その際の獄中作である。

歐人の日本觀

日本に付きては我等が見聞して知り得たる所を左に述べべし。第一我等が今日まで交際したる人は新發見地中の最良なる者にして、異教徒中には日本人に優れたる者を見ること能はざるべしと思はる。此國の人は禮節を重んじ、一般に善

良にして悪心を懐かず、何よりも名譽を大切とするは驚くべきことなり。國民は一般に貧窮にして、武士の間にも、武士にあらざる者の間にも貧窮を恥辱と思はず、彼等の間には基督教諸國に有りと思はれざるもの一つ有り、即ち武士は甚だ貧しきも、武士にあらざりして大なる富を有する者之を大いに尊敬して、甚だ富裕なる者に對するが如くすることなり。又武士甚だ貧しくして、多額の財産を贈らるるも、決して武士にあらざる階級の者と結婚することなし。賤しき階級の者と結婚するときはその名譽を失ふべしと考ふるが故なり。彼等は此の如く富よりも名譽を重んず。此國の人は互に禮儀を盡くし、又武器を珍重し、大いに之に信頼せり。彼等は常に劍及び短劍を帶し、貴族も賤しき者も皆十四歳より既に劍を帶せり。彼等少しも侮辱又は輕蔑の言を忍ばず。武士にあらざる者は大いに武士を尊敬す、又武士は皆領主に仕ふることを喜び、善く之に服従す、思ふに此の如くせざれば名譽を失ふべしと考ふるが故にして、之をなさざるがため領主より罰を被ること恐るるが故にあらざるが如し。

(耶蘇會士日本通信 豊後篇上卷)

天文十八年、鹿兒島に來つた耶蘇會士フランシスコザビエルが同年十一月五日、同所から本部に報告した書翰の一節である。

鐵砲の傳來

天文十二年、ポルトガルの商船一隻が颶風に遭つてわが大隅の種子島に漂着した。これ實にヨーロッパ人がわが國に渡來した始めであり、マルコポーロが東方見聞録を著してから約百五十年後のことである。この時、ポルトガル人が鐵砲を携へてゐたので、島主種子島時堯は二千兩を以て二挺を購ひ、また家臣に命じて製藥の法を學ばしめた。時堯は紀伊の根來の僧がこれを求めることの切なのに感じ、その一挺を分與し、且製藥の法と發火の法とを教へた。かくて銃器は、始めて内地にも傳はつた。これより先、時堯は冶工數人をして新たに鐵砲を造らしめたところ、形狀は頗る似てゐたが、未だ銃底を塞ぐ術を知らなかつた。翌年またポルトガルの商船が來り、中に鐵匠がゐたので、時堯は家臣をしてその法を學ばしめ、始めて數十挺を造ることができた。その後、堺の商人橘屋又三郎が種子島に來つて製銃發火の技を修めて歸ると、近畿の人々争つてその術を傳習し、やがて關東にも傳はり、全國に傳播するに至つた。當時鐵砲を稱して種子島と呼び、その效遙かに弓矢を凌いだので、しだいに戰陣に用ひられ、戰術を一變せしめた。

三 國民のめざめ

教材の趣旨

本節は、第一節との連繫に於いて、後土御門天皇の御代から正親町天皇の御初世に至る、約七十年間の事歴を取扱ひ、皇室の御仁慈を奉揚し、國民勤皇の事蹟を顯彰して、いはゆる戰國期の建設面を明らかにするとともに、これを通して神しらしめす皇國の本義を體得せしめ、以て國民的自覺の高揚に資せしめようとするものである。題目を「國民のめざめ」としたのも、當時に於ける國民的自覺の事歴と、これによつて深めべき現時の國民的自覺とを、一體的に表現しようとしたのである。そこには、本節を以て初等科國史上の總括たらしめる意圖も含まれてゐるのであり、これは既に章の要旨で述べたところである。

國史を皇國進展の成跡であるとするならば、戰國の世態を考察する

にも、その亂離から統一へ向かふ建設過程を重視しなければならない。徒らに諸雄の角逐に對する興味に溺れて、豺狼相食む無慘の狀に喝采を送るやうでは、身自らが禽獸の類におちる。まして、社會史的偏見にとらはれ、いはゆる下剋上の世態を階級の争ひと見るがごときは、皇國史觀に悖ることも甚だしいものといはなければならぬ。群雄の割據も、その葛藤の姿も、すべて國運進展の一樣相として、建設面から採りあげなければならぬのであり、戰國武將の合戰譚も、武士道鍊磨の角度から眺めて、始めて意味をもつのである。

動搖亂離の世にも、大八洲しらしめすは、かしこくも、上御一人であらせられる。戦火が京の町並をなめて、公卿朝臣の流散が相ついでも、京都是は儼として日本の都であつた。御垣守る衛士の影なく、大殿の御灯が三條の橋畔から拜めるといふ、まことに恐れ多い御有様であつたが、雲居遙かにしらしめす御恵みの御光に照らし出されて、戰國の夜が明け放れるのである。御代御代の御仁慈のほどは、申すもかしこく感激

の極みであり、ここに諸雄の國民的自覺が喚起され、幾多士民の勤皇事蹟が現れることとなる。かくて、國民は尊皇敬神の心が甦る時、亂離の世も、おのづから統一へ向かふのである。すべてこれ、御恵みの御光に導かれてのことに外ならない。

皇室の御不自由に亘らせられたのは、國民の不覺特に幕府の無能によるものであり、まことに恐懼の極みである。世にこの御有様を御式微と申しあげるものもあるが、心すべきは、これを皇威の御衰微と解し奉つてはならないことである。日常の御不自由を以て、陵夷と見たてまつることは、下々の世話と同視して、上の尊嚴をそこなひ奉ることになるからである。しかし、かかる辯疏から、幕府の失態を蔽ふ口實が導き出されてはならないこと、もとよりである。

本節は、特に以上の諸點に留意して、教材の選擇、排列を行ふとともに、その敘述に於いては、繁簡よろしきを得ることに眼目を置いた。まづ第一段では、第一節と第二節とを綜合、要約して、内外情勢の回顧と展望

を試み、これを本節の序説たらしめてある。移つて第二段では、群雄割據の情態を略述して、地方の動向を大觀するのであるが、本段の記述が極めて簡略になつてゐるのは、上記の趣旨に基づいてのこと、に外ならない。轉じて、第三段及び第四段では、京都の御有様を記し、御代御代の御高德を謹述して、神しろしめす皇國の姿を明らかにし、海内統一の根基をここに求めた。即ち、御恵みの光に照らされて、諸雄に國民的自覺が甦り、その戦ひぶりも洗煉されて、戦國武士道の發揚となり、地方の政治も漸次整へられてゆく。(第五段) しかも、御恵みに感激して、國體の本義にめざめた國民は、單に一國一城の主ばかりではない。町住みの民草も、寺住みの尼も、ともどもに尊皇敬神の至誠を披歴して、ここに幾多の勤皇事蹟が生まれ、統一の氣運は、日毎に濃厚の度を加へたのである。(第六段) かくて、お伊勢まわりの習はしを繋ぎとし、五十鈴川の清らかな流れは、いつまでも、日本の古い姿をそのままに傳へてゐます。の一、句に千鈞の重みを託して、最終段にはいる。ことに、肇國の古往をしの

んで國史の脈絡を明らかにし、立ちかへる浦安の日に望みをつないで、初等科國史上の巻を閉ぢるのである。そこには、時を同じうして取扱はれる初等科修身三の第二十課昔から今までとの密接な連絡が考慮されてゐるのである。

取扱の要點

指導上の留意事項

- 一、本節は、初等科國史上の結びの意味を含んでゐるから、これを念頭に置いて指導に當る必要がある。
- 二、戰國の亂離が統一へ向かふ徑路とその因由を明らかならしめることに、指導の重點を置くこと。即ち、統一の氣運は、御惠の御光に浴して醸成され、群雄不覺の争闘は、やがて建設的自覺に變じて地方政治の建直しとなり、この間幾多尊皇敬神の事蹟を生んで、統一の氣運は、とみに促進されたのである。このことは、既に「教材の趣旨」に於いて闡明したところであるが、まさに本節の根幹で

あるから、繰返して述べておく。なほ、ヨーロッパ人の渡來が國民約自覺の喚起に對して、一つの刺戟になつたことも、考慮にいれる必要がある。

- 三、冒頭の一句に留意し、内外情勢を一體的關聯に於いて把握する態度の育成に資すること。

- 四、義尙の政治に對する熱意は、一層注目するに値する。義政の諸事放任に對する義尙の緊縮は、さきの義滿と義持の關係に類似するものがある。かくて、幕初以來下降線をたどる幕政にも、一弛一張の變遷推移があることを知らしめるがよい。

- 五、戰國諸雄の盛衰興亡、全国各地の形勢は、圖表、英雄の興亡を活用して、これを大觀させる程度に取扱ふこと。その場合、圖表にも記してあるやうに、天文年間の大勢には、一應注目させる必要がある。

- 六、特に「教材の趣旨」に於いて強調したやうに、朝廷日常の御不自由に對し奉つては恐懼せしめるべきではあるが、これを以て朝威の陵夷と解し奉らしめるごときことのないやう、取扱に慎重を期しなければならぬ。

- 七、御代御代の御仁慈に對し奉つては、敬虔と感激とを以て指導に當らなければ

ならないこと、もとよりである。

八、英雄の風懷、戰國武士道の面目をしのぶに足る合戦譚は、適宜これを補説することが望ましい。

九、國民の尊皇敬神の事歴を取扱ふには、なるべく詳細に亘つて解説するとともに、その美績が公家、武將、庶民及び神官、僧侶等あらゆる階層に於いて生まれたことに注目せしめる必要がある。

十、末尾の一段は、簡単な敘述の中に、國史の傳統を闡明し、次代に對する展望を試みて、初等科國史上の結語たらしめたものであるから、これを活用して、初等科第五學年の國史指導に有終の美あらしめなければならぬ。

挿畫

〔後奈良天皇の御寫經は、天文九年、紀元二千二百年、かしこくも、後奈良天皇が、惡疫の流行に憐む民草をお憐みになり、災厄除去のため、みてづから經文を寫し給ふ御模様である。〕

〔川端道喜の眞心は、御所近くに住む川端道喜が、朝廷日常の御不自由に恐懼して、

時折の供御を進め奉る場面である。即ち、道喜が眞心こめて作つた粽を供に持たせて御所に伺候するところを表してある。

連絡

初等科國語、三日月の影と連絡して取扱ふ。

參考資料

後土御門天皇御製

うれへなき民の心と聞くからにいまぞ我が身のたのしみとせむ

後柏原天皇御製

をさめしるわが世いかにと波風の八十島わけてゆく心かな

いかにせば月日をおなじ心にて雲の上より世をてらさまし

後奈良天皇の御仁慈

天文三年、諸國に疫病が流行した。天皇は之を憂へたまひ、御祈禱の爲めに、先例により心經を書寫あらせられた。その心經は、嵯峨の大覺寺に納められ、今に保存せられてある。その御經は、紺紙金泥で長さ一尺九分、横二尺二寸八分あり、十七字詰二十大行ある。御奥書の文は、左の通りである。

頃者疾疫流行、民庶憂患、朕願不徳、寤寐無聊、因追弘仁明時之遺座、奉寫般若心經之妙典、仰願天威、丹誠之懇篤、國蘇蒼生之多難、乃至法界平等利益。

于時天文第三曆仲夏中旬

疾疫の流行民庶の憂患は、即ち天の時を得ず四時その節を失ふによるものとして、深く御自ら不徳を願み給ひ、寤寐に安からずと仰せられたのである。その後、天文八年には諸國に洪水あり、氣候不順で、甚しい凶作であつた。九年には飢饉で餓李途に横はり、疾疫流行し、京都に於いては、春夏の間毎日六十人許り死人を棄てたとある。天皇いたく之を憂へ給ひ、六月十七日より始めて五箇日間、不動小法を宮中に修して、疾疫終熄を祈り給ひ、また親しく宸翰を染めて、紺紙に金泥を以て心經を書寫し給ひ、山城醍醐三寶院義堯を召して災厄を祈り禳はしめられた。この宸筆心經は今に醍醐三寶院に藏せられ、國寶に指定せられてある。その御奥書は左

の通りである。

今茲天下大疫、萬民多阨、於死亡、朕爲民父母、徳不能覆、甚自痛焉、竊寫般若心經一卷、於金字、使義堯僧正供養之、庶幾庫爲疾病之妙藥矣。

于時天文九年六月十七日

民の父母としての御自覺のもとに徳覆ふこと能はず、甚だ自ら痛むと御自責の御言葉は、實に恐懼に堪へぬ次第である。世は戰鬪絶え間なき混亂の時であり、御料所より納まるべきものも途絶えて、朝廷の儀式は申すに及ばず、その日の供御にさへ御差支へたまふところもあつたと傳へられる。世が世ならば救助の米を賑はせられたであらう、薬も施されたであらうが、そのすべもない、依るべき途はただ神と佛にすがらあるのみ。天皇が御祈願の誠は、今日より仰ぐも猶かしこき極みである。天皇は更にこの御祈願を、ひろく全國の神々に捧げられた。諸國一宮へ同じく心經(紺紙金泥)を奉納せられんがために、勅使を遣はされた。その御目錄を宸筆で書かせられたのが、京都曼殊院に保存せられてある。その御目錄には、心經を遣はさるべき國名と、その勅使の名とを記されてある。即ち左の通りである。

心經國々被遣内

河内傳譽	伊勢惟房卿	尾張二條准后	參河右府
遠江長淳卿	駿河宣治朝臣	陸奥尹豐卿	越前季遠卿
加賀白山長り	但馬右府	備前尹豐卿	出雲二條准后
周防光康卿	豐前資將卿	肥前光康卿	肥後光康卿
日向季遠卿			
近江勸大入道	<small>天文十四年二月廿一日までは此分也</small>	已上十八ヶ國	
信乃三條大	越後勸大入道	かひの國正二いん	伊豆正二いん
上野稱名院	下野勸大	安房國	<small>水本僧正申出</small>

二十四箇國申出也、各書也

これによれば、天文九年より十四年頃までにかけて、以上の國々に遣されたものである。これらの宸筆心經の内、その現存するものは、三河申斐伊豆安房、越後、周防、肥後の七箇國であつて、それ／＼その御經の奥に、その國の名がしるされてある。三河のは西尾岩瀬文庫に、甲斐のは同國淺間神社に、伊豆のは伊豆山神社に、安房のは京都曼殊院に、越後のは上杉伯爵家に、周防のは同國國分寺に、肥後のは西巖殿寺にそれ／＼保存せられてある。安房國の分が京都に残つて居るのは、當時途中騒

亂危険の事あつて、之を達するに由なく、遂にそのまま留まつたためである。

(聖徳餘光)

聖徳餘光は、その巻末に、畏クモ天皇、皇后兩陛下ノ行幸行啓ヲ仰ギ奉リ宮城外苑ニ於テ舉行セラレタル紀元二千六百年奉祝會ヲ記念シテ參列者各位ニ贈呈シソノ座右ニ備ヘ且永ク後昆ニ傳ヘラレムコトヲ期シ茲ニ本書ヲ刊行セルモノナリとあり、昭和十五年十一月、文學博士辻善之助の著を紀元二千六百年奉祝會に於いて發行したものである。

諸雄の勳皇事蹟

大永元年 後柏原天皇 三月廿三日即位ノ禮ヲ行ル。兵亂故二十餘年遅々セリ。今度本願寺ヨリ即位料ヲ調進ス。コレ堯空 三條西實ノ計トサタアリ。依テ本願寺門跡號ヲ賜フト云傳フ。 (高代寺日記)

天文二年 後奈良天皇 十月廿九日、勸修寺 豐尹 今日上洛云々。從伊豆 北條氏綱 五萬疋、從駿河 今川氏親 三萬疋禁裏へ進上云々。 (言繼卿記)

天文四年正月三日、舊冬大内左京、大夫義隆、即位、惣用廿萬疋進上之由兩傳奏右大辨宰相頭辨申。 (後奈良院宸記)

天文四年九月三日、大内左京大夫義隆内々申、日花門御修理、以音密萬正進上。

(後奈良院宸記)

天文五年二月十九日、賀州白山大貳に御即位合力之事申候所、百正持來、祝着祝

(言繼卿記)

着

天文九年九月廿八日、爲禁裡様御修理料、百貫文朝倉入道景進上之云々。

(大館日記)

就禁裡様御修理之儀、日野町殿御下向、御内書頂戴、忝畏入奉存候。則鳥目五萬正

調進仕候可然之様御取成所仰候。強々謹言

六月廿三日天文十二年

治部大輔義元川今

謹上 大館左衛門佐殿

(古簡雜纂)

今度即位、大禮無事被遂其節訖、近代送年序之處、早速被申調候。天下之美譽、國家之芳聲、何事如之。時運既到、忠勤嚴重、歎感不淺者。天氣如此、仍執達如件。

二月十二日永祿三年

右少辨晴豊

毛利大膳大夫殿就元

(貞享書上)

永祿三年六月十八日、ひろはし大納言廣橋國光ながはしまでまいりて、ちこのなが

を長尾せんくわう後奈良天皇の御時、御しゆりの事おほせ出され候すへとて、御しゆりの儀に、御れう所あまた國に候とて、みやうがのために、御れう所しん上申入候はんするほどに、はやく人をくだされ候へとて、ひろはしより人くだり候事にて候。

(御湯殿の上の日記)

天文十二年二月十四日。或人内裏ノ四面ノ築地ノ蓋ヲ尾張ノヲダノ彈正織田信秀

ト云物修理シテ、進上可申之由申者也。料足四千貫許、上了云々。於事實者不思議

(多聞院日記)

之大營敷。

三條西實隆

内大臣公保の次男。後柏原天皇の永正三年、正二位内大臣となり、十三年薙髪して逍遙院堯空と號した。文學を好み、詩歌に秀でて、雪玉集といふ歌集がある。諸國を遍歴して、諸豪族に朝廷の御有様を知らしめ、忠勤を説いた。後柏原天皇の即位式には、幕府や本願寺光兼を説いてその資を獻せしめ、また後奈良天皇の即位の際も、大内義隆に諭旨して資を奉らしめるなど、戦亂の世に處して、よく朝威の興復に勤めた。天文六年、八十三歳で薨じた。大正四年、從一位を追贈された。

山科言繼

權大納言言綱の子、官職次第に進んで權大納言に至つた。當時皇室の御不自由は、その極に達し、御日常にも事缺かせ給ふ御有様であつたので、言繼等は東西に奔走し、諸豪族に説いて資を獻せしめ、朝儀の維持を圖つた。殊に信長に説いて、忠勤を勵ましめ、その皇居御造營の際には、老齡をいとはず、みづから工役を督した。天正七年、七十三歳を以て薨じた。大永七年、二十一歳から天正四年、七十歳に至る五十年間の日記、言繼卿記は、當時の情勢を知るのに最も重要な史料として重んじられてゐる。大正四年、從一位を追贈された。

清順尼

伊勢國宇治慶光院第三代の住職。天正十六年、上人の號を賜はり、清順上人と稱せられた。戰國亂離の世に遭つて、神宮の式年遷宮の制も廢れ、御殿舎は朽壞のまま百餘年に及んだ。清順はこれを悲しんで復興の志を起し、諸國に勸進して、天文十八年、まづ神橋を造替した。その功により、慶光院の號を賜はつた。その後、外宮の正遷宮を果さうとし、伊勢を發して諸國勸進の途についた。その努力空しからず、永祿六年にはめでたく正遷宮が執行され、永享以來百三十年間中絶した式典も、ここに復興を見るに至つた。清順は、更に内宮の正遷宮をも營まうと努めたが、中

途にして、永祿九年、遷化した。明治三十八年、從三位を追贈された。

川端道喜

五郎左衛門といひ、入道して道喜と改めた。初め渡邊氏を稱し、山城の鳥羽に住したが、永正の頃京都に移り、禁裏の外を流れる御溝みづほの傍に住んだので、川端を以て家名としたと傳へられる。道喜は餅を商ふことを業としたが、禁中の御有様を拜するに及び、毎朝これを供御として獻つた。天正五年、信長が禁裏築地の御修理をなした際に、道喜も忠勤を勵んだので、正親町天皇は、道喜の諸役を免せしめられ、これを賞し給うた。その後、江戸期に入つても子孫代々道喜と稱し、供御を奉つた。

お伊勢まゐり

かしこくも、天照大神、豊受大神宮は、天子の始祖にして其餘猥に參詣すべき道理なし。……後世にはいつとなく、伊勢へも參るやうに成てより、是を伊勢熊野と稱して參りしなり。されば兩宮のおそれ、公家とても憚奉りし事を、まして平人の近く拜し奉る事、是俗に云下馬緩怠なり。しかれども、神國の風俗にて、自然と神の御徳を慕ひ奉り、ひそかにしのびて參し事なれば、借こそ是を拔參ひけまゐりとはいひけれ。さるに當世の人は、人にしのびて參るを拔參と心得誤て、主親の許も待すして、不直のし

わざをなして参るとも、神明なんぞその非禮をうけ給はんや。却て終に其罪を蒙る事とはしらざるぞ愚なる。

(伊勢参宮名所圖會)

あるものに、寶永二年伊勢の大御神の宮に、おかげ参として、國々の人どもおびたゞしくまうづる事のありし、その人數をつぎ／＼しるしたるやう。四月上旬より京并に五畿内の人、ぬけ参宮といふ事あり。閏四月上旬よりしるす所、はじめは一日に二千三千の間なり、十三日より十六日まで、十萬人にこえたり、十七日より漸々減じて、又廿四日廿五日は、三四萬人なり、それより大坂へうつり、廿六七日には五六萬人づゝ、廿八九日は十二三萬づつ、五月朔日より、七八萬人づゝ、三日より十二三萬人づゝ、八日比よりいよ／＼さかなり、十六日には廿三萬人に及べり。これ前後の最上なり、そのち漸々減じて、同月末には、一萬人ばかりなり。凡閏四月九日より五月廿九日まで、五十日の間、すべて三百六十二萬人なりとしるせり。また同じ物に、享保三年春の頃まうでし人の數をしるしたるやう。正月元旦より四月十五日まで参宮すべて四十二萬七千五百人としるせり。これは世の常の年なり。

(玉かつま三)

索引

備考

- 一、本索引は、初等科國史上・下兩卷の本文中から、神々・天皇及び皇族の方々を「尊貴の方々」の種目のもとに奉掲し、その他一般の人名・地名等を「人名・地名その他」の種目のもとに集成し、検索の便に供しようとするものである。
- 二、「人名・地名その他」に於いては、本邦關係のものを外國關係のものと區別し、前後に分つて排列してある。
- 三、事項の排列に當り、中臣錄足・弘法大師・長春をそれぞれ藤原錄足（中臣一）・空海（弘法大師）新京（長春）と整理・記載せることき取扱が少くない。
- 四、索引の見出しは、五十音順によつた。但しその中の事項の並べ方は、おほむね學習順序にしてある。
- 五、尙、本索引には、本文以外の挿畫・地圖・圖表・年表・系圖中の事項は含まれてゐない。

尊貴の方々

ア

天照大神……………上二一六・六 下二六一七・二八二一四
 安徳天皇……………上九二
 有栖川宮熾仁親王……………下九二〇四・二二

イ

伊弉諾尊・伊弉冉尊……………上二
 五瀬命……………上八・九
 一條天皇……………上七四

ウ

鷓鴣草葺不合尊……………上六
 宇多天皇……………上六九一七

オ

大國主神……………上三
 應神天皇……………上四
 正親町天皇……………上二五 下三

カ

孝徳天皇……………上九
 孝謙天皇（稱徳天皇）……………上五二（五八）
 龜山天皇（上皇）……………上二〇（二〇）
 懷良親王……………上二〇・二六・二四
 （閑院宮家）……………下四七
 孝明天皇……………上六二一三 下八五・二〇四・二〇六・二四

キ

欽明天皇……………上三〇・三
 北白川宮能久親王……………下二二・二二
 北白川宮永久王……………上二二
 今上天皇（裕仁親王）……………下二五二一（八九）（二六）

ク

皇極天皇(齊明天皇).....上三七(四・六)

光明皇后.....上四九

光仁天皇.....上六〇

桓武天皇.....上六一九

光格天皇.....下五六一・二七四・五・六

ケ

景行天皇.....上二八

元明天皇.....上四四・四七・五

元正天皇.....上四七

コ

後一條天皇.....上七一七

後朱雀天皇.....上七

後冷泉天皇.....上七

後西天皇.....下六

小松宮彰仁親王.....下二四

サ

三條天皇.....上七

櫻町天皇.....下五

シ

神武天皇.....上六一四 下六・一四

神功皇后.....上九一二

聖德太子.....上三〇一七・元

舒明天皇.....上三七一八

聖武天皇.....上四一五

淳仁天皇.....上五

眞如親王.....上六

白河天皇.....上六三

順德上皇.....上〇一

後三條天皇.....上八一三・二五

後白河天皇(法皇).....上六九(九一・二・五)

後鳥羽天皇(上皇).....上九七・二五(一〇一)

後宇多天皇.....上二五

後醍醐天皇.....上二四一三四・二六

後村上天皇(義良親王).....上三四・二六(二六・三三・四)

後龜山天皇.....上二六・九

後小松天皇.....上四〇

後花園天皇.....上四四・二五九

後土御門天皇.....上四四・五三・二五九

後奈良天皇.....上五四・五七・一六〇

後柏原天皇.....上五九

後陽成天皇.....下三一三・五一

後水尾天皇(上皇).....下二六・三三・四九・五(五一)

後光明天皇.....下五一・二

後櫻町天皇.....下六一

後桃園天皇.....下六一

ス

素戔嗚尊.....上三

崇神天皇.....上五一八

垂仁天皇.....上六一八

推古天皇.....上三〇一二

朱雀天皇.....上七

崇德天皇.....上六九

セ

成務天皇.....上二九

清和天皇.....上六六・八六

靜寛院宮.....下二〇四

昭憲皇太后.....下二五・一三

タ

醍醐天皇.....上七〇一七・二五

大正天皇……………下二五〇—五

チ

仲哀天皇……………上一八—九

持統天皇……………上一四

長慶天皇……………上一二

秩父宮雅仁親王……………下二七

ツ

土御門天皇(上皇)……………上一〇(一〇一)

恒良親王……………上一三〇

繼宮明仁親王……………下七〇

テ

天智天皇(中大兄皇子)……………上一四—三(六一—四二)

天武天皇……………上一四

東山天皇……………下四四—五四—七

フ

伏見天皇……………上一四

ム

村上天皇……………上一七

宗良親王……………上一三—二七

メ

明正天皇……………下四

明治天皇……………下九—一五—一六

モ

文武天皇……………上一

以仁王……………上一

護良親王……………上一五—二八—三〇—一—二五

ト

豐受大神……………上一六

鳥羽天皇……………上一六

ナ

中御門天皇……………下四—五

ニ

瓊瓊杵尊……………上一四—六

饒速日命……………上一九—二

仁德天皇……………上一四—六

二條天皇……………上一六—九

仁孝天皇……………下一八—二

ヒ

彦火火出見尊……………上一六

桃園天皇……………下五—七

ヤ

日本武尊……………上一八—九

ユ

雄略天皇……………上一七

ヨ

用明天皇……………上一三

レ

靈元天皇(上皇)……………下四(五)

ロ

六條天皇……………上一〇

人名・地名その他

ア

- 阿倍比羅夫……………上四
- 阿倍仲麻呂……………上五
- 安倍貞任……………上六
- 足利尊氏……………上三—二五
- 義滿……………上三—一四 下四
- 義持……………上四—二
- 滿兼……………上四
- 義教……………上四
- 義政……………上四—六—一五—一五
- 義尙……………上二
- 義輝……………下三
- 義昭……………下三—四
- 尼子經久……………上五
- 今川義元……………上五 下二—四
- 石田三成……………下三—五
- 板倉重宗……………下五
- 池田光政……………下七
- 伊能忠敬……………下三
- 井伊直弼……………下九—九
- 岩倉具視……………下七
- 伊藤博文……………下二—二六—三〇
- 伊藤祐亨……………下三
- 五十鈴川……………上—二—四—三—六—二
- 出雲……………上三
- 出雲大社……………上四
- 生駒山……………上九
- 伊勢……………一六—三〇—三二—二 下七—一四
- 伊豆……………上九—二五 下五
- 伊豫……………上三
- 明智光秀……………下七—一〇
- 有馬晴信……………下六
- 淺野長矩……………下四
- 新井白石……………下四—九
- 青木昆陽……………下六
- 天の岩屋……………上三
- 吾平山上陵……………上六
- 飛鳥の都……………上九—一六—一六
- 近江……………上四 下五—二
- 近江神宮……………上四
- 奥羽(地方)……………上四—六—八—七—三
- 奥州……………六—三—一五 下二—四—一四—五
- 赤坂城……………上二—八—九
- 斑鳩の里……………上三
- 岩手縣……………上五
- 膽澤城……………上五
- 石清水八幡宮……………上八
- 石津……………上三
- 一谷……………上九
- 壹岐……………上六
- 和泉……………上三
- 伊勢の神宮……………下二
- 飯盛山……………下五
- インド……………上六—八—〇—五 下六—七—七
- インド洋……………下五
- イスパニヤ……………上五 下三—二五—六
- イギリス(英)……………下三—四—六—七—
- 八九—二三—三五—七—一四—二四—五
- 一七—一八—三—四—五—六—七
- イタリヤ(伊)……………下二—九—三—四
- 安土城……………下—八—二
- 天草……………下四
- 赤穂……………下四
- 嵐山……………下五
- 會津(藩)……………下五—一〇
- 青山練兵場……………下三
- 安南……………下六
- アジャ……………上三—二—五
- アメリカ大陸……………上五
- アメリカ大陸横断鐵道……………下二—九
- アメリカ合衆國(米)……………下七—八—四
- 八六—一〇九—三五—一四—一八
- アラスカ……………下七
- アリューシャン列島……………下九—一〇
- 井芹秀重……………上二—八

イ・ウ

- イルクーツク……………下九
- 威海衛……………下三—九—二五
- 上杉謙信……………上五 下四
- 景勝……………下三—五
- 治憲……………下三
- 宇喜多秀家……………下七
- 梅田雲濱……………下九

ウ

- 飯盛山……………下五
- インド……………上六—八—〇—五 下六—七—七
- インド洋……………下五
- イスパニヤ……………上五 下三—二五—六
- イギリス(英)……………下三—四—六—七—
- 八九—二三—三五—七—一四—二四—五
- 一七—一八—三—四—五—六—七
- イタリヤ(伊)……………下二—九—三—四
- 安土城……………下—八—二
- 天草……………下四
- 赤穂……………下四
- 嵐山……………下五
- 會津(藩)……………下五—一〇
- 青山練兵場……………下三
- 安南……………下六
- アジャ……………上三—二—五
- アメリカ大陸……………上五
- アメリカ大陸横断鐵道……………下二—九
- アメリカ合衆國(米)……………下七—八—四
- 八六—一〇九—三五—一四—一八
- アラスカ……………下七
- アリューシャン列島……………下九—一〇
- 井芹秀重……………上二—八
- イルクーツク……………下九
- 威海衛……………下三—九—二五
- 上杉謙信……………上五 下四
- 景勝……………下三—五
- 治憲……………下三
- 宇喜多秀家……………下七
- 梅田雲濱……………下九
- 飯盛山……………下五
- インド……………上六—八—〇—五 下六—七—七
- インド洋……………下五
- イスパニヤ……………上五 下三—二五—六
- イギリス(英)……………下三—四—六—七—
- 八九—二三—三五—七—一四—二四—五
- 一七—一八—三—四—五—六—七
- イタリヤ(伊)……………下二—九—三—四
- 安土城……………下—八—二
- 天草……………下四
- 赤穂……………下四
- 嵐山……………下五
- 會津(藩)……………下五—一〇
- 青山練兵場……………下三
- 安南……………下六
- アジャ……………上三—二—五
- アメリカ大陸……………上五
- アメリカ大陸横断鐵道……………下二—九
- アメリカ合衆國(米)……………下七—八—四
- 八六—一〇九—三五—一四—一八
- アラスカ……………下七
- アリューシャン列島……………下九—一〇
- 井芹秀重……………上二—八

瓜生野……………上三五
宇和島藩……………下八二
浦賀……………下七
蔚山沖……………下三九
ウラジオストック港……………下二四

エ・エ

江川太郎左衛門……………下八一
榎本武揚……………下二六
可愛山陵……………上六
沿海州……………上四二 下八〇・二四・二四
延曆寺……………上七
榎寺……………上五
越中……………上登 下三
越前……………上三 下二
蝦夷地……………下九

江戸……………下四一 突・六・七・九・一〇
江戸城……………下四
江戸町奉行……………下五
擇捉島……………下九

オ・ヲ

小野妹子……………上三
大内義興……………上五
義隆……………上六
織田信長……………上五 下二六・三
信秀……………上二
小笠原貞頼……………下六
大石良雄……………下四
良金……………下五
大岡忠相……………下六
大鹽平八郎……………下二
大原重徳……………下三

大久保利通……………下七
大村益次郎……………下二七
大山巖……………下三九・三六・四〇

大内山……………上二
大八洲……………上
大伽羅(任那)……………上七
大阪……………上六 下二・四・七
大阪城……………下二・四・七・九
大阪陸軍病院……………下二八
隱岐……………上二〇・二九・三四
沖繩……………上五
小田城……………上三
桶狭間……………下二
尾張……………下二九
小田原……………下五
小笠原諸島……………下六・七

カ

岡山藩……………下七
歐米……………下二八・二四・三三・三五
オランダ……………下三一 四・突・七・八・九
オーストリア……………下三三
オーストリアハンガリー……………下二五・二六

賀茂真淵……………下七
蒲生君平……………下四
勝安芳……………下四

檜原……………上七 一四
檀原神宮……………上四 下八一 二
龜山……………上九
香久山……………上二 四
笠縫邑……………上六
高句麗……………上三 四
高麗……………上二 五・一〇・一四・一七
高野山……………上七
鎌倉……………上九 三・七・一〇・二二・三〇 六
鎌倉宮……………上三
笠置(山)……………上二六 一・九・二三
上野……………上三 下四
河内……………上二六 二八・三〇

金崎城……………上三
葛飾……………下四
上方……………下四
賀茂川……………下五
樺太……………下八 八・二四・四三・四四
鹿兒島……………下二〇
神奈川……………下八
神奈川沖……………下八
韓……………下三 四・一七・一四・一八
膠州灣……………下三 一・一五・一八
漢口……………下二 四
カムチャツカ半島……………下九
カロリン群島……………下七

キ

行基……………上五
木曾義仲……………上九 一五

菊池武房……………上二九
 京都……………上六〇―八三・八五―九・九五・一〇二
 武時……………上三三
 武敏……………上三七
 下二一五〇・六一四・二〇一三・二六
 武光……………上三六―七
 北野……………上七四 下六
 北山……………上四二
 北庄……………下二
 正時……………上三五
 正行……………上三七―三六 下二七
 正季……………上三九
 楠木正成……………上二六―三九 下六・一七
 王藤祐經……………上二〇
 北島親房……………上二五・二四・二六 下六
 顯家……………上三六・三三
 北庄……………下二
 正時……………上三五
 顯信……………上三三
 黃瀬川……………上四
 黑木大將……………下三六
 木津……………上二七
 近畿……………上二六 下四
 クロバトキン……………下三六・四〇
 清洲……………下二二
 孔舍衛坂……………上九
 岐阜……………下二
 熊野……………上九
 熊野灘……………上二〇
 皇大神宮……………上二六・二八・二四・二〇・二六〇
 下二四・一八一―二
 紀伊……………上二〇
 紀伊半島……………上九
 熊野灘……………上二〇
 金閣……………上四・二四
 北アメリカ……………下七
 熊野……………上九
 銀閣……………上四一・六・二五
 舊ドイツ領南洋群島……………下二五
 細戈千足の國……………上三〇 下二八〇
 九州……………上二八・三十一・六・三三―三六・
 一〇二・二五・二五 下二一七・四一四〇
 百濟……………上三三・四三
 宮城……………上六〇 下二五・二五
 空海(弘法大師)……………上六一―八
 關東(地方)……………上六六・二五―七 下二四

ク

コ

サ

二五・二六二
 關東州……………下四三・四四
 俱利伽羅峠……………上五
 熊本……………下三三
 久留米……………下五
 桑名藩……………下二〇三
 九段坂……………下二〇八
 廣東……………上六六 下七四
 廣州灣……………下三三
 黃海……………下二九・三九
 元……………上二〇五―九・二二・二四・二四
 建國神廟……………下二二
 五稜郭……………下二〇
 コレヒドール島……………下二八〇
 小西行長……………下七
 小早川隆景……………下九
 坂上田村麻呂……………上五
 近藤重藏……………下九
 後藤象二郎……………下六
 櫻山茲俊……………上二六
 三條西實隆……………上三三
 兒玉大將……………下三
 佐々成政……………下三
 佐藤信淵……………下三三・三三
 佐久間象山……………下八三・二四
 三條實美……………下三三・七
 坂本龍馬……………下四
 西郷隆盛……………下七・一〇・二四
 從道……………下二七
 小村壽太郎……………下二四
 佐野常民……………下二八
 金色堂……………上八
 金剛山……………上三〇
 金剛峰寺……………上七
 護王神社……………上六
 小牧山……………下五
 弘道館……………下八・九
 契沖……………下七
 外宮……………上六・三三
 玄海灘……………上三三
 京城……………下八・三六

ケ

山陽(道).....上二六
 山陰(道).....上二六
 堺.....上天 下四
 讚岐.....上七
 西國.....上六九・五二〇・三〇・二四七
 下五〇・三
 相模.....上三 下五
 佐渡.....上二〇
 藏王堂.....上三三・三三
 櫻井の驛(里).....上三七 下二七
 薩摩.....上三五 下八二・九一・四二〇
 薩摩藩.....下八二・三三
 佐賀藩.....下八二
 櫻田門.....下九
 山東省(地方).....上四九 下五九
 鹽乘津彦.....上七
 眞阿.....上〇八
 島津義久.....上五
 義弘.....下二〇
 齊彬.....下三
 久光.....下三
 柴田勝家.....下二
 成吉思汗(鐵木眞).....上二〇
 志賀の里.....上四
 正倉院.....上五一
 下野.....上六〇 下五
 信濃.....上九 下六
 四條畷.....上三
 四國.....上五 下三
 賤嶽.....下二
 島原半島.....下四
 白河.....下三
 松下村塾.....下九
 紫宸殿.....下九一〇〇・二六
 承明門.....下二〇
 下關.....下三〇
 新羅.....上七三〇一三・四一四・五七
 四川.....下二〇
 仁川.....下二
 支那.....上四七三・三三〇・八〇・二四
 下六二・二七・六二〇
 清(國).....下三・六八・二〇九・三四
 一三六・二六
 沙河.....下三
 新京(長春).....下二
 重慶(政府).....下五七

シ

眞珠灣.....下二
 ジャワ.....下四
 シヤム.....下三六・三六・三六
 シベリヤ.....下七
 シンガポール.....下八二・二七・二八〇
 小貳頼尙.....上三
 清順尼.....上三
 關孝和.....下六
 瀬戸内海.....上六八・九五 下三
 攝津.....上五二〇一・二〇二・二五
 施樂院.....上四
 清津.....上五
 仙臺.....上四
 仙臺藩.....下八〇
 船上山.....上三三・二三
 關原.....下二五・六三
 泉岳寺.....下四
 招魂社(東京).....下二〇八・二八
 成歡.....下二六
 浙江.....上四
 青島.....下二
 セルビヤ.....下二
 蘇我蝦夷.....上七
 入鹿.....上七
 曾我兄弟.....上二〇
 宗助國.....上二五
 柳山城.....上三
 宋.....上二〇・二〇九
 外興安嶺.....下七
 ソビエト聯邦(政府).....下二六・二七

セ

ソ

ス

菅原道眞.....上七〇
 杉田玄白.....下六
 ステツセル.....下四〇
 朱雀大路.....上四
 駿河.....下二
 鈴の屋.....下二
 隋.....上三三・三三
 スエズ運河.....下二九
 鹽乘津彦.....上七
 眞阿.....上〇八
 島津義久.....上五
 義弘.....下二〇
 齊彬.....下三
 久光.....下三
 柴田勝家.....下二
 成吉思汗(鐵木眞).....上二〇
 志賀の里.....上四
 正倉院.....上五一
 下野.....上六〇 下五
 信濃.....上九 下六
 四條畷.....上三
 四國.....上五 下三
 賤嶽.....下二
 島原半島.....下四
 白河.....下三
 松下村塾.....下九
 紫宸殿.....下九一〇〇・二六
 承明門.....下二〇
 下關.....下三〇
 新羅.....上七三〇一三・四一四・五七
 四川.....下二〇
 仁川.....下二
 支那.....上四七三・三三〇・八〇・二四
 下六二・二七・六二〇
 清(國).....下三・六八・二〇九・三四
 一三六・二六
 沙河.....下三
 新京(長春).....下二
 重慶(政府).....下五七
 浙江.....上四
 青島.....下二
 セルビヤ.....下二
 蘇我蝦夷.....上七
 入鹿.....上七
 曾我兄弟.....上二〇
 宗助國.....上二五
 柳山城.....上三
 宋.....上二〇・二〇九
 外興安嶺.....下七
 ソビエト聯邦(政府).....下二六・二七

タ

高倉下	上二〇	高田屋嘉兵衛	下七九	建勳神社	下八
田道間守	上二八	高島四郎太夫	下八・八三	臺灣	下七〇・七三・七三
武内宿禰	上二八・二六	高野長英	下三	但馬	下四四
高向玄理	上三七	高千穂の峯	上二六・七	多摩陵	下二五・二八
道鏡	上五八	高屋山上陵	上六	大連	下三三
平忠盛	上八九	大極殿	上三三	大東亞	下六・三・七二・八一・二七
清盛	上九一・九	大日本	上二二	太平洋	上四四 下三六・五四・一四
重盛	上九〇・一	大日本帝國	下八四	大西洋	下三六
維盛	上九二・五	太宰府	上九一・七・二二・三三	唐	上三〇・四一・四・五二・五三・六八・七〇
宗盛	上九五	太宰府神社	上五五	タイ國	下三三・八〇
敦盛	上九八	壇浦	上九八		
竹崎季長	上九〇	多多良濱	上三七		
武田信玄	上五七 下四	種子島	上二五・五		
伊達政宗	上二五 下六	高松城(備中)	下七	長宗我部元親	上二五 下三
瀧川一益	下二	高輪の泉岳寺	下四	千早(城)	上二〇・一
立花宗茂	下九	高尾	下五〇	中部地方	上六・二五
竹内式部	下三				

テ

中國(地方)	上二八・二四・二五 下九	津輕藩	下九	豊臣秀吉(羽柴)	上二五 下六
中尊寺	上八八			德川家康	下六・三・四一・四四・四〇・四
筑前	上二五	天竺徳兵衛	下六	秀忠	下二七
筑後	下五	丁汝昌	下三九	家光	下三一・二四
筑後川	上二五	朝鮮	上二七・三〇・三六・二〇・一九	綱吉	下四四・四
千島(列島)	下九・八〇・八八・二四・五	一丸	下二六・二二・五三・六〇・二〇	家宣	下四四・五三
長州藩	下九一・四・九七・一〇三	九一	二〇・二五・一三〇・二四	家繼	下四四・五三
中支	上二〇 下二四	天目山	下六	吉宗	下四九・五七・三
中華民國	下二六・二七	出島(長崎)	下四・二	家齊	下四九・五七・三
地中海	下二五	出羽	下三	光圀	下六・七一

ツ

筑紫	上七・四・五一・六〇・七一・九二・一〇六	土居通増	上三三	慶喜(一橋)	下三三・六
敦賀	上五五・六二	得能通綱	上三三	東郷平八郎	下二四
對馬	上二五 下二七			豊葦原の千五百秋の瑞穂の國	上四
對馬海峡	下四一				
津藩	下二				

ト

鳥見……………上三

東海道……………上六 下二〇

東國・上九・五・八四・八・二七 下三

東北……………上八 下二四

東大寺……………上四七・五〇

東照宮……………下三

東京……………下四・〇一・二・二・五二

鳥羽……………下二〇

遠江……………上三三 下二九・七一

土佐……………上〇一 下九・九四・九七・二〇六

土佐藩……………下九・九七・二〇六

東亞……………上四・五・五・一五〇・一五二・一五五

東洋……………下三・三三・三三・三四・一八七

東部インド支那……………一六九・九七・二七三

ドイツ(獨)……………下二〇九・三三・一五・二五四

トルコ……………上二五 下二六

ナ

長髓彦……………上九

那須餘一……………上九

名和長年……………上三三・三六・三〇

鍋島直正……………下八二

難波……………上九・二四・三三・三九・五三

難波の港……………上三

奈良(の都)……………上三三・四一・六一

長門……………上四三 下九・二〇六

長久手……………下二五

長崎……………下二四・四六・八〇・八九

南部藩……………下九

南支……………上二〇 下二四

南洋……………上二〇・三三 下四一・四三・四六

南洋の島々……………上五三

南京……………下二四・五

新田義貞……………上三三・三三

義顯……………上三三

義興……………上二七

二宮尊徳……………下六二

日本……………上二一・三三 下五二・一八七

日本海……………上五・六四 下四二

日光……………下三

日本町……………下三三・九・四二

日本橋……………下二六・六四

二條城……………下四九

西山……………下六九

菲山……………下八一

新潟……………下八九

二〇三高地……………下四〇

二重橋……………下四一・九

ネ

根室……………下四・九

林子平……………下二六・六四

橋本左内……………下九〇

ハリス……………下八八・九

博多……………上五三・一〇六・九・二二

博多灣……………上二〇六・二二

伯耆……………上三三

坊津……………上二五

播磨……………下三六・四

寶永山……………下七

箱館奉行……………下九一・八〇

函館……………下八八・九・二〇四・六

澎湖島……………下二〇

バタバヤ……………下四

バルチック艦隊……………下二四

バルカン半島……………下二五

ハワイ(諸島)……………下二五・二五・二七

パリ……………下二九

パナマ運河……………下二〇

廣虫……………上六〇

日野資朝……………上二五

俊基……………上二五

平賀源内……………下六一

平田篤胤……………下七三

廣瀬中佐……………下三九

日向……………上六一・八

日向灘……………上六

琵琶湖……………上四三・六一 下五

東山……………上六三・二四

東支那海……………上五三 下四

ハ

濱田彌兵衛……………下三七・七

支倉常長……………下三六

ハリス……………下八八・九

ハリス……………下八八・九

ヒ

東公園(福岡).....上二三
 悲田院.....上四九
 比叡山.....上七〇・三〇
 平等院.....上九八・八三
 平泉.....上六八
 平戸.....上五五 下三三
 兵庫.....上三三・二六 下九
 鴨越.....上九
 肥前.....上二五 下七四・二〇六
 肥後.....上二〇八・二三
 彦根藩.....下八九
 廣島.....下三六・三〇
 備後.....上二六
 備中.....下七
 常陸.....上三三・四
 日暮しの門.....下三三
 日の御門.....下九

姫路城.....下四
 東インド諸島.....下三三
 ビルマ.....下八〇

7.

溥儀執政(滿洲國皇帝).....下二九
 藤原鎌足(中臣).....上六九・九
 時平.....上七〇・四
 隆家.....上七
 賴道.....上七二・三
 道長.....上七二・九
 藤原清衡.....上六八
 藤原賴經.....上二〇
 福島正則.....下二
 藤原宮.....上四

富士.....上二九・九 下七
 富士川.....上九四・九
 福原.....上五
 福岡.....上二三
 福井藩.....下三
 藤島.....上二三
 釜山.....下八
 伏見.....下二三
 伏見城.....下四
 伏見桃山陵.....下二五・八二
 伏見桃山東陵.....下二五
 フランス(佛).....下四・七・八九
 武昌.....下二七
 福建.....上二九
 福建省.....下三
 フィリピン(群島).....上五 下二六

セ・壹・元・一・壹・一・壹・一・元
 プルガリヤ.....下二五

時宗.....上二四・二三
 高時.....上二四・二六
 北條早雲.....上二五
 氏綱.....上二二
 保科正之.....下五
 細川重賢.....下三

奉天.....下二四・一三
 ボルトガル.....上五三・五 下三三・三
 ボーツマス.....下二四
 ボーランド.....下二六

マ

ペリー.....下六八
 平城京.....上四三
 平安京.....上六一
 平安神宮.....上三
 平壤.....下九・二六
 碧蹄館.....下九
 北京.....下三四・三〇・二六・二七
 ベルサイユ.....下二五
 ベルギー.....下二七

北陸(道).....上二六
 法隆寺.....上三三・三
 法成寺.....上七
 鳳凰堂.....上七
 本館寺.....下七一〇・二五・三
 豊國神社.....下三
 豊島沖.....下二六
 北支.....上二二 下二四
 渤海(國).....上五・七
 香港.....下八三・二九

毛利元就.....上五二・二六 下四・六
 輝元.....下六・二五
 前田利家.....下二四
 松倉重政.....下元
 松平定信.....下四九・六一・五
 松平康英.....下八一
 松平容保.....下九三・一〇五・六
 間宮林藏.....下八〇

北條時政.....上二〇
 義時.....上二〇

松前奉行……………下八〇
 滿洲……………上五〇・二〇二 下二二・七・二四
 滿洲の野……………下二六
 滿洲國……………下二九一・七二・二八
 滿洲帝國……………下二七
 マライ(半島)……………下二七―一八〇
 マライ沖……………下二七
 マーシャル・マリヤナ・カロリン
 群島……………下二七
 マニラ……………下二八
 マダカスカル……………下二八

ニ

南淵請安……………上七
 源頼義……………上六一・六
 義家(八幡太郎)……………上六五・八
 爲義……………上六九

爲朝……………上六九
 義朝……………上九〇・三
 頼政……………上九三
 頼朝……………上九一・二〇
 義經……………上四一・七
 範頼……………上五一・六
 頼家……………上二〇
 實朝……………上二〇
 公曉……………上二〇
 水野忠邦……………下二二

三河……………下二二・四・二九
 美濃……………下二二・五
 水戸……………下二八・九一・二
 水戸藩……………下七・九・八四
 肅慎……………上四二
 南支那……………上五三
 明……………上四一・二五 下七・二

ム

紫式部……………上六一
 村上義光……………上三三
 陸奥宗光……………下二三・三〇
 陸奥……………上四九
 武藏……………上三七 下五
 武藏野……………下四三・九
 室町……………上四〇・二四三

宮崎神宮……………上七
 耳成山……………上二
 任那……………上七
 水城……………上四一・五
 水無瀬神宮……………上二二
 湊川……………上二六 下九

山縣有朋……………下二七

メ

明治神宮……………下二五

モ

大和……………上九一・六・六 下四
 大和の國原……………上三一・四
 大和平野……………上四
 大和の國分寺……………上四
 屋島……………上九
 矢口渡……………上二六
 山城……………上二五 下二〇
 山崎……………下二〇
 靖國神社……………二六

ヨ

吉田松陰……………下九〇・二四
 淀川……………上六一
 吉野……………上三〇―四 下六・七・〇八
 吉野山……………上二四―二六
 吉野神宮……………上三六
 米澤藩……………下三三
 代々木……………下二五

ヨ

蒙古……………上〇一・九
 蒙疆の地……………下二八

ヤ

山科言繼……………上二六
 山田長政……………下二六
 山崎闇齋……………下六
 山縣大貳……………下三
 山内豊信……………下六
 山岡鐵太郎……………下二四

ユ

結城宗廣……………上二三・二三
 夢殿……………上五一・六
 湯島……………下六

ラ

ヨーロッパ……………上〇三・二五―五 下三
 一三・六・四 二三・二五―七

ラ

山科言繼……………上二六
 山田長政……………下二六
 山崎闇齋……………下六
 山縣大貳……………下三
 山内豊信……………下六
 山岡鐵太郎……………下二四

湯島……………下六

頼山陽……………下三



羅城門……………上四
蘭印……………下二八〇

リ

李鴻章……………下二〇

琉球列島……………下七

旅順(港)……………下二四・二六一・二四

ル

ルーズベルト……………下二四

レ

遼東半島……………下二〇一・八

遼陽……………下二六

ロ

六波羅探題……………上二〇・二五

蘆溝橋……………下二七

ロシヤ(露)……………下四・六・八・九

ローマ……………下二六

ロンドン……………下二七・二七

ワ

和氣清麻呂……………上五・六一

渡邊崋山……………下二

汪精衛……………下二五

渡邊(攝津)……………上二〇

若松城……………下二五

ワシントン……………下二六・二七

昭和十八年十二月二十三日 印刷
昭和十八年十二月二十七日 發行

(非賣品)

著作権所有

著作
兼
發行
者

文部省

印刷者

大橋光吉

印刷所

共同印刷株式會社

東京都小石川區久堅町百八番地

